

官報号外 昭和二十五年三月二十九日

○第七回 衆議院会議録第三十一号

昭和二十五年三月二十八日(火曜日)

議事日程 第二十九号

午後一時開議

第一 昭和二十五年度政府関係機

閣予算補正(機第1号)

ツセルで署名された関税表刊行

のための国際連合の設立に関する議

約、関税表刊行のための国

際事務局を設立する條約の実施

規則及び署名調書を修正する議

定書を承認することについて承

認を求めるの件

第三 海外移住組合法の廃止に關する法律案(内閣提出、参議院

送付)

第四 下級裁判所の設立及び管轄

区域に関する法律の一部を改正す

る法律案(内閣提出、参議院

送付)

第五 少年院法の一部を改正する

法律案(内閣提出、参議院

送付)

第六 少年法の一部を改正する法

律案(内閣提出、参議院

送付)

第七 倉庫業法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

第八 電気通信省設置法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

第九 新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 本日の会議に付した事件
- (委員会審査省略要求事件)

第十 運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院

送付)

第十二 総理府設置法の一部を改

正する法律案(内閣提出、参議院

送付)

第十三 審議会等の整理に伴う厚

生省設置法等の一部を改正する

法律案(内閣提出、参議院

送付)

第十四 油糧配給公団法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

第十五 食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案(内閣提出)

第十七 長期産業資金調達促進の株式対策確立に関する決議案(川野芳満君外十七名提出)

第十八 ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)生誕百年記念事業に関する決議案(山本利壽君外百二十名提出)

第十九 特別調達金設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院

送付)

第二十 公共企業体労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決

を求めるの件(議決第一号)につ

いての労働委員長の報告

第二十一 公共企業体労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決

を求めるの件(議決第二号)は委員長報告の通り消滅したものと

して審議を要しないものとする

の件(議長発議)

第二十二 日程第一 昭和二十五年度政府関

係機関予算補正(機第1号)

第二十三 日程第二 千八百九十年七月五日

第二十四 日程第三 千八百九十年七月五日

第二十五 日程第四 千八百九十年七月五日

第二十六 日程第五 千八百九十年七月五日

第二十七 日程第六 千八百九十年七月五日

第二十八 日程第七 千八百九十年七月五日

第二十九 日程第八 千八百九十年七月五日

第三十 日程第九 千八百九十年七月五日

第三十一 日程第十 千八百九十年七月五日

第三十二 日程第十一 千八百九十年七月五日

第三十三 日程第十二 千八百九十年七月五日

第三十四 日程第十三 千八百九十年七月五日

第三十五 日程第十四 千八百九十年七月五日

第三十六 日程第十五 千八百九十年七月五日

第三十七 日程第十六 千八百九十年七月五日

第三十八 日程第十七 千八百九十年七月五日

第三十九 日程第十八 千八百九十年七月五日

第四十 日程第十九 千八百九十年七月五日

第四十一 日程第二十 千八百九十年七月五日

第四十二 日程第二十一 千八百九十年七月五日

第四十三 日程第二十二 千八百九十年七月五日

第四十四 日程第二十三 千八百九十年七月五日

第四十五 日程第二十四 千八百九十年七月五日

第四十六 日程第二十五 千八百九十年七月五日

第四十七 日程第二十六 千八百九十年七月五日

第四十八 日程第二十七 千八百九十年七月五日

第四十九 日程第二十八 千八百九十年七月五日

日程第六 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

法律案(内閣提出)

法律案(

午後一時二十九分開議
○議長(常原喜重郎君) これより会議を開きます。

○議長(常原喜重郎君) 御報告申し上
げることがあります。

去る三月十八日、本院において議決いたしました、渡米国会議員團に寄せられた米國の厚意に対する感謝決議に

ついて、議長は、参議院議長とともに、去る二十四日正午、連合國総司令部にマッカーサー元帥を訪問してこれをお渡しし、連邦議会並びに関係各州議会その他に伝達方を依頼いたしました。その際、マッカーサー元帥は、この決議に対し感謝されるとともに、議員諸君に特に謝意を伝えられるようにとのことありました。

また日本国会議員團に寄せられたカナダの厚意に対する感謝決議について

は、議長は、参議院議長とともに、昨二十七日午後三時、対日理事会カナダ代表部にノーマン公使を訪問、決議をお渡しして、関係各方面に伝達方を依頼いたしましたところ、同公使よりも同様ようして申されましたから、あわせて御報告をいたします。(拍手)

○議長(常原喜重郎君) お詰りいたしました。内閣から外國為替管理委員会委員に大久保太三郎君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(常原喜重郎君) 起立多數。よつて本件は同意を與えるに決しました。
〔賛成者起立〕

二項の規定に基き、国会の議決を求める件(議決第一号)についての労働委員長の報告

○議長(常原喜重郎君) 労働委員長より、公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件(議決第一号)につき報告のため発言を求められております。これを許します。労働委員長倉石忠雄君。

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件

公共企業体仲裁委員会の別紙裁定について、公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和二十四年十二月二十八日仲裁裁定第二号

公共企業体仲裁委員会

仲裁裁定書

目次

一、経過
一、裁定理由
一、経過

公共企業体仲裁委員会

二項の規定に基き、国会の議決を求める件(議決第一号)につき報告のため発言を求められております。これを許します。労働委員長倉石忠雄君。二項の規定に基き、国会の議決を求める件(議決第一号)につき報告のため発言を求められております。これを許します。労働委員長倉石忠雄君。

第三号の規定に基き、全員一致の決議を以て十二月十四日本委員会に仲裁請求を行つた。

二、本委員会は同日附を以てこれが受理を決定し、同委員会より調停に關する詳細な経過を聽取、提出された仲裁請求書及び関係書類に慎重な検討を加えると共に、両当事者より事情を聽取し、紛争の真相を極めることに主力を傾注した結果、次の諸点よりして、できる限り調停案の線に沿つて速急に事件を解決することを適當と認めるに至つた。

(1) 本件は専売公社中央調停委員会の仲裁請求によるものであり、その実体は同委員会によつて十分検討済であるから、同委員会の到達した結論に信頼し、極力これを尊重することを至當とする。

調停の経緯を見るに、はじめ相手の開きがあつた両当事者の主張も、調停委員会の努力によつて、最後の段階においては可成り接近し、その結果組合側は不満足ながらも調停案を受諾して紛争を解決する意志を示し、公社側も亦、最後の回答において「客觀状勢その他により勧告に示された給與の改訂を行ひ得ないことを遺憾とする」といふがら「勧告の趣旨を尊重し」「諸般の状勢を考慮し、できる限り貴意に添い得るよう努力した」と明言しているのみならず、調停の過程において、非公式ながらも一旦は調停案が示す

程度の線で紛争を解決する可能性的のあることを述べている事実に鑑み、調停案の線に沿つて、次の通り裁定することとなつた。

三、よつて本委員会は、専ら調停案の趣旨に基きこの際応急措置として、次の通り裁定することとなつた。

四、以上の諸項に規定した事項について協議が成立しないとき、又はその解釈について意見の一一致を見ないときは、本委員会の指示により決定すること。

昭和二十四年十二月二十八日
公共企業体仲裁委員会
委員長 末弘巖太郎
委員 今井 一男
同 堀木 鎌三

当事者
裁定
当事者
番地 東京都品川区大井立台町五六五
番地 全專労組合
右代表者 中央執行委員長
平林 剛
右代表者 総裁
秋山孝之輔

記
本委員会は、右当事者間の「賃上げ及び越年賃金の支給等に関する紛争」につき次の通り裁定する。

一、公社は調停案第一項の趣旨により、同項所定の金額六箇月分から本年十二月に支給された臨時年末手当総額を控除した金額を、昭和二十四年度末までに全職員に支給すること。

二、昭和二十五年四月以後の給與については、当事者間に於て改めて協議すること。

三、公社は組合と協議して現行の生産報奨金制度に再検討を加え、次年度以降これを公社の企業体たる性質に適する合理的賞与制度に改変すること。

三、本委員会は公社の経理状態を調

一、本件は、本年十月二十日全専売労働組合が日本専売公社(以下公社という)を相手に「賃上げ及び越年資金の支給等に関する紛争」として、専売公社中央調停委員会に調停を申請したのに始まる。爾來、同委員会は五旬余に亘り銳意調停に努力してきたが、公社側の不承諾により遂に成立しなかつたので、公共企業体労働関係法(以下公労法といふ)第三十四条

査した結果、公社はその予算上又は資金上今年度内に主文第一項に記した金額を支給し得る十分の經理能力を有し、従つて公労法第十六條第二項に關係なく、その支給に必要な措置をとり得べきものと認める。

四、本委員会は、公社が經營上生産能率を擧げるためには、職員の努力によつて予算以上の経費の節約又は收入増が認められた場合に、その差額を適当な割合で全職員に配分する制度の方が、現行の報奨金制度より適當であると認めるから、公社としては次年度予算についてこれを実現するため、必要な措置を講ずることを裁定の一部として指示する。(以上)

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求める件(議決第二号)に関する報告書[最終号の附録に掲載]

〔倉石忠雄君登壇〕

○倉石忠雄君　ただいまより、公共企

業体労働関係法第十六條第二項の規定

に基き、国会の議決を求める件(議

決第二号)の労働委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げま

す。

全専労働組合と日本専売公社との間において争いのありました賃金問題

に関し公共企業体仲裁委員会が下した仲裁裁定は、去る一月七日、政府より、

この裁定は公共企業体労働関係法第十

六條第一項に該当するので、同條第一

項の規定により国会の議決を要するものであるといたしまして、本国会に提

出され、同日労働委員会に付託されたのであります。

労働委員会いたしましては、爾來慎重に審議を続けて参つたのであります。が、去る二十三日、討論に入るに先

づて政府より発言を求められました

ので、これを許可いたしましたとこ

ろ、さきに国会に提出いたしました專

売裁定については、最近に至り日本專

賣公社の入賃費に余剰が生ずることが

明らかとなつたので、本件は公共企業

体労働関係法第十六條第一項に該當し

なくなつたとの説明があつたのであり

ます。よつて、この説明をめぐり質疑を行いました結果、労働委員会として本件は専売公社の予算上支出可能となるに至つたから自然消滅したものであり、従つてその審議は不要となつたと認めるということに決定いたしました。

次第であります。

右御報告申し上げます。

↓

公共企業体労働関係法第十六條第二

項の規定に基き、国会の議決を求める件(議決第一号)は委員長

報告の通り消滅したものとして審

議を要しないものとする件(議

長発議)

二項の規定に基き、国会の議決を求める件(議決第一号)は委員長

報告の通り消滅したものとして審

議を要しないものとする件(議

</div

お尋ねいたしましたけれども、公社総裁の言によりましても、當時の公社の予算上、資金上は、その余裕を生じていなかつた。しかし、先ほど申しまして、わが党の精神は、でき得る限り今日の専売公社の従業員の生活の実情にかんがみまして、幾分でも支出をしてあげたいという念願から、政府にも、その間しば／＼折衝いたしまして、遂に去る三月の二十三日、政府より官房長官増田甲子七氏及び公社の総裁が出席されまして、年度末に差迫つて計算をいたしました結果、ようやく裁定の示す一億三千万円の支出が可能になつたということをございまして、私ども衷心より喜びにたえないところであります。(さるお居じゃないか」と呼び、その他発言する者あり)

〔石野久男君登場〕 不要久男君
○石野久男君 私は、労働者農民党を代表いたしまして、ただいま報告がござりました件について反対するものでございます。

自由党及び吉田内閣は、今度の裁定問題については、国鉄と同じように捕えないと、いうことを言っておつた。しかし、あやまちを改めて、今回一億一千八百万円のものを出すということになつたことは喜ばしいことであります。けれども、今委員長の報告した中には、本質的な反動性を隠蔽しようとする自由党的陰謀があるのであります。われくは、これに対し徹底的に反対するのでござります。

〔議長退席、副議長着席〕

少くとも今回の問題について、私たちは、二月七日におけるこの問題に対する本院の議決を思い返さなくちゃならない。当時自由党の諸君は、この十六條二項によつて付議されたところの本件を、多数をもつて、われくの反対を押し切つて、本院においてこれを採択したのでござります。ところが、今日の委員長の報告によりますと、自然消滅したと、いうことを言つておる。しかし、そのことは、すでに秋山総裁が、この裁定が出て間もなくときには、全額支給の可能性を声明しておつたのでござります。この秋山総裁の全額支給可能ということは、実際に、全額支給の可能性を声明しておつたのでござります。このことを、あえて公労法十六條の第一項及び

の吉田内閣は、あくまでも労働者を彈圧しようとする、どんなことがあつても、労働者には、より以上のものはやらないのだという本質があつたのであります。しかしに、これが今ここで消滅したということは、われへにとつてうれしいけれども、そのことによつて吉田内閣が労働者の味方であると思わせるようなそういう陰謀を、われわれは徹底的に反駁しなければならない、こういうふうに思つておるものでございます。

またこの問題は、第二には国鉄裁定との関係において考えなければならない問題である。専売公社に対してはこれを認めた。けれども、国鉄裁定に対しではこれを認めないと、うことの中に何が陰されておるか。これは明らかに労働戦線を分裂させようとするところの反動的な陰謀がこの中に含まれておるといふことであります。われわれは、このような意味において、この裁定の取扱い方について反対するでございます。

とにかく、一月七日に国会に付議されまして、二月七日に、これを院議で採択いたしました。自由党及び吉田内閣は、今日この問題を、消滅したといふ言葉でござまかそうとしておる。このとき私たちは、国会法第五十九條の條文を考え合せなくてはならぬのであります。国会法においては、少くとも案件を修正し、あるいはまた撤回しようとする場合には、その院の承諾を必要とすることになつておるのであります。それを、委員会において消滅したものというような

扱い方そのことが、国会の運営をあやまらしめるものである。これは明らかに多数をもつてするところの自由党の陰謀的な現われであるということを、われ／＼は、はつきりとここで指摘しなければならぬ。こういうふうに思うものでございます。自由党及び吉田内閣の反動性と、陋劣な労働戦線分裂の作為がこの中に含まれておるというそなたの取扱い方及び国会運営に対するあやまられた多数派の横暴をわれ／＼は徹底的に粉碎する意味におきまして、本件の取扱い方に対してもわれ／＼は絶対に反対であるということの意思表示をするものでござります。(拍手)

専売公社の經理上、予算上、資金上この支出が可能なものでありまして、従つて公労法第十六條第一項に該当するものではないということは、これは明々白々なる事実であつたのであります。しかも、先ほど吉武君も申されておりまする通りに、流用、移用の財源といたしまして四十五億に達するものがあるということは、この裁定の中に明記されており、政府並びに専売公社當局が、委員会において、この点を明確にいたしておるのであります。しかるにもかかわらず、政府が、これを公労法第十六條第一項に該当するものとして提出したということは、これは明らかに公労法の精神を蹂躪したところの不當なる行為といわざるを得ないのです。

府の無定見と、政府の方針の一貫性の欠如を、この際強く指摘しなければならないと思うのであります。(拍手)さらにこれは、本来ならば、ただいま労農党の石野君も申されましたように、国会法第五十九條には、委員会の審議にかかつた案件を撤回する場合においてはその院の議決がなければならぬという明文がござります。従つて、これに基いて当然撤回の手続をとらなければならぬのであります。私が前段申し上げましたように、わが党の撤回の動議を理不盡にも躊躇したという事実がござりまする関係から、一事不再議の原則に基いてこの手続をとり得ないというところに、政府がこの自然消滅という方式を考え出したものだと、われくはいわざるを得ないのであります。この点からも、われくは、政府が第一次国鉄裁定の場合は、専売裁定が実施されただといふ事実はわれくは認めなけれども、専売裁定が国会に提出された当初から、専売裁定を下しました仲裁委員会はもろんのこと、公社局並びに専売全従業員諸君が、ことごとく、この裁定は公労法第十六條第一項にいうところの予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とするものとしておつたということは明瞭ではありませんけれども、約一箇月にわたりまする本案件の審議の過程において、われくが、これは予算上、資金上可能なものであるということを、具体的めまするけれども、約一箇月にわたりまする本案件の審議の過程において、われくが、これは予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とするものとしておつたといふ事実はわれくは認めなけれども、現吉田内閣の池田大蔵大臣では、自由裁量によつて他の科目からの流用、移用を認めないから、これは予算上、資金上不可能なんである、私が認めないから不可能なんだ、こういふ暴言をはいで、この不可能を立証されようとしたのであります。

しかし、私はここに申し上げます。この際これを強く指摘して糾弾しなければならぬと思つておるといふ態度に対しまして、この際これを強く指摘して糾弾しなければならないといふ態度をとらなければならぬのであります。この點からも、専売裁定が自然消滅したという事実は、すみやかに予算的措置を講ずることをこの機会に要求します。われくは、第二次国鉄裁定につきましては、すみやかに予算的措置を講ずることをこの機会に要求します。われくは、専売裁定を下しました仲裁委員会はもろんのこと、公社局並びに専売全従業員諸君が、ことごとく、この裁定は公労法第十六條第一項にいうところの予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とするものとしておつたといふ事実はわれくは認めなけれども、現吉田内閣の池田大蔵大臣では、自由裁量によつて他の科目からの流用、移用を認めないから、これは予算上、資金上不可能なんである、私が認めないから不可能なんだ、こういふ暴言をはいで、この不可能を立証されようとしたのであります。

しかし、今回これが予算上、資金上に對しましては、この案件とは別個の立場において、政府のその無定見と政治的な責任を追究するといふ態度を保つたならば、政府は提出者として、本国会からこれを撤回する手続をとるべきであります。増田官房長官、運営委員会において、また私たち野党の連合が——川崎君、社会党の前田君私などが官房長官にお会いしたときも、撤回の手続をとると官房長官はおつしやつております。運営委員会でも、今撤回の手続をとりつあると明らかに言明をなさいました。にもかかわらず、

専売裁定が自然消滅したということにつきまして、強い希望と條件を付して賛成いたしましたけれども、この点について何ら積極的努力をしておらないといふ、この政府の態度を糾弾しなければならぬと同時に、第二次国鉄裁定につきましても不承認の議決を求めるがごとき政府の現在の態度につきまして猛省を促さなければならないのです。われくは、専売裁定を下しました仲裁委員会はもろんのこと、公社局並びに専売全従業員諸君が、ことごとく、この裁定は公労法第十六條第一項にいうところの予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とするものとしておつたといふ事実はわれくは認めなけれども、現吉田内閣の池田大蔵大臣では、自由裁量によつて他の科目からの流用、移用を認めないから、これは予算上、資金上不可能なんである、私が認めないから不可能なんだ、こういふ暴言をはいで、この不可能を立証されようとしたのであります。

政府は、あくまでも仲裁委員会の裁定を国会に提出するときに、議決を求めるの件について提出をしておりません。公労法第十六條のどの点から推します。政府は、あくまでも仲裁委員会の裁定を回避することを許すことには、條文に何ら認められないのです。にもかかわらず、政府は、この裁定を認めようとしておるのか不承認です。にもかかわらず、政府は、この裁定を認めようとしておるのか全然不明朗な態度で、承認、不承認は国会の議決によるのだという、まことに卑怯なる態度をとつてゐるということであります。(拍手)私は、政府が国会に提出する法案、議案、案件について、政府の意思がはつきりしない案件といふものを受け取らなければなりません。運営委員会において、また私たち野党の連合が——川崎君、社会党の前田君私などが官房長官にお会いしたときも、撤回の手続をとると官房長官はおつしやつております。運営委員会でも、今撤回の手続をとりつあると明らかに言明をなさいました。にもかかわらず、

専売裁定が自然消滅したということにつきまして、強い希望と條件を付して賛成いたしましたけれども、この点について何ら積極的努力をしておらないといふ、この政府の態度を糾弾しなければならぬと同時に、第二次国鉄裁定につきましても不承認の議決を求めるがごとき政府の現在の態度につきまして猛省を促さなければならないのです。われくは、専売裁定を下しました仲裁委員会はもろんのこと、公社局並びに専売全従業員諸君が、ことごとく、この裁定は公労法第十六條第一項にいうところの予算上、資金上不可能な資金の支出を内容とするものとしておつたといふ事実はわれくは認めなけれども、現吉田内閣の池田大蔵大臣では、自由裁量によつて他の科目からの流用、移用を認めないから、これは予算上、資金上不可能なんである、私が認めないから不可能なんだ、こういふ暴言をはいで、この不可能を立証されようとしたのであります。

政府は、あくまでも仲裁委員会の裁定を回避することを許すことには、條文に何ら認められないのです。にもかかわらず、政府は、この裁定を認めようとしておるのか全然不明朗な態度で、承認、不承認は国会の議決によるのだという、まことに卑怯なる態度をとつてゐるということであります。(拍手)私は、政府が国会に提出する法案、議案、案件について、政府の意思がはつきりしない案件といふものを受け取らなければなりません。運営委員会において、また私たち野党の連合が——川崎君、社会党の前田君私などが官房長官にお会いしたときも、撤回の手続をとると官房長官はおつしやつております。運営委員会でも、今撤回の手続をとりつあると明らかに言明をなさいました。にもかかわらず、

和二十五年度政府関係機関予算補正
(機第一号)を議題といたします。委員長の報告を求めます。予算委員長植原
悦一郎君。

昭和二十五年度政府関係機関予算補
(機関第1号)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔植原說一郎君登壇〕

ました昭和二十五年度政府関係機関予算補正(機第1号)に關して、その内容及び委員会における審議の経過並びに結果について報告いたします。

本補正予算是、たゞいま本院において審議中の法案により新たに設立されます連国軍人等住宅公社の予算に關する、きわめて簡単なものであります。見方によつては、運合國軍人等住宅二千戸を新たに建設するため五十二億五千六百万円を支出するというのであります。そして、その金額は全部見る返り資金からの借入による。従つて、

一定の家賃を收得する。家賃の見積り額は三億一千九百余万円にして、これは全額見返り資金への返済に充てることになります。また住宅の維持修繕費は終戦処理費より支出することとし、公社の事務費は特別調達厅の予算より支出する仕組みであるゆえに、公社の事務はすべて特別調達厅がつかなごとのであります。

本補正予算は、去る三月十五日、本委員会に付託され、政府の提案理由の説明があつた後、連日にわたつて質疑を行いました。その詳細は会議録で、こらんを願うこととし、ここには最も重

主要

質疑の要点は、第一に、従来連合国軍人の住宅等は終戦処理費で建設していったのに、なぜ今回は見返り資金で行うのか、終戦処理費で行う場合と見返り資金で行う場合との利害得失いかんとの質疑でありました。これに対しても政府の答弁は、現在これを終戦処理費でまかなくなつると新たな財源が必要となり、一般国民の負担に帰するので、この場合見返り資金による建設の方が比較的得策であるとのことでありました。

質のものであるかといふのであります。これに対する政府の答弁は、見返り資金によるもん日本自身のものではあるが、元来対日援助物資等によつて生じたものであるから、その運用については十分関係方面と協議する必要があるわけであるというのであります。

次に、特別調達厅の職員が公社の職員を兼ねること、公社の事務費、住宅の維持修繕費等が一般会計の負担となつてはいること等ははなはだ変則的である、なぜこのような公社を新設する必要があるのか、またこの住宅の所有者はだれなのかとの質疑がありました。

○副議長(岩本信行君) 討論の通告が
あります。これを許します。西村榮一
君。

〔西村榮一君登壇〕

○西村榮一君 私は、日本社会党を代
表いたしまして、遺憾ながら本補正予
算に対しまして反対いたすものであります。
その理由といたしますところは、まず第一に、わが国の経済並びに
社会生活の現状がこれを許さぬといふ
ことであります。第二点においては、
見返り資本運営の法律に抵触する疑惑
が生じて來ておるのであります。

○副議長(岩本信行君) 討論の通告が
あります。これを許します。西村榮一
君。

〔西村榮一君登壇〕

○西村榮一君 私は、日本社会党を代
表いたしまして、遺憾ながら本補正予
算に対しまして反対いたすものであります。
その理由といいますと、これは、まず第一に、わが国の経済並びに
社会生活の現状がこれを許さぬことによ
ることであります。第二点においては、
見返り資金運営の法律に抵触する疑惑
が生じて来ております。

申すまでもなく、これは連合国軍人
の住宅二千戸の建設に要する五十一億
円の支出を見返り資金からなすべしと
いうことでありますするが、連合国軍人
の住宅をわが国に建設するということによ
れば、連合国軍の軍事費として支出すべき
性質のものでありますし、わが国の國
家財政がこれを負担すべきものではな
いと確信いたしておるのであります。

(拍手)同時に、かりにこれを百歩譲ら
まして、わが国の財政が負担しな
すといったら、それは当然終了する
ものではありません。もしも、これをお
戦処理費から支出すべきであります
と、見返り資金から支出すべき性質の
ものではあります。もしも、これをお
た支出来ますならば、将来わが国に
国家財政の見地から一定の均衡をと
た支出をいたしましても、他の形を取
えた支出を、これを前例といたしま
て続々といたしますならば、占領軍費等
の重圧がわが国の國家財政に加わる危
険は、まことに大なるものがあるとい
わざるを得ません。(拍手)現在の終戰費
の處理費にいたしましても、わが国の國

民経済並びに社会生活は、負担の最高限度に到達いたしておることを考えてみまするならば、終戦処理費の将来については大なる検討をする現在におきまして、この形をかえた国家負担といふものには、よほど検討をなさなければ、輕々に贅意を表すことができないということは、満場の諸君も同感されることと存するのであります。これを見返り資金から支出するといふ本案に対しまして、もしも贅成をいたすといったしまするならば、対日援助見返資金特別会計法第四條には、いかなることが明記されているかといふことを思い出していただきたい。昨年の四月、対日援助見返資金特別会計法という厳格なるわくをきめまして、この法律をアメリカの占領軍当局の指導のもとに制定せられましたるやえんのものは、我が國の動搖を続ける通貨の安定、日本經濟の再建、輸出の振興のために、これを使用すべきであるといふこととて、この厳格なるわくをめられました対日援助見返資金特別会計法が昨年四月制定せられたのであります。しかして、連合国軍人の住宅費が、わが國の通貨の安定、經濟の再建、輸出振興にいかなる関連を有するか。これを今回法律を改正いたしまして、かりにそのことの支出が可能に相なつたいたしましても、時の権力者の都合によつて法律をとぎへかえられるといふような朝令暮改の前例をつくりますならば、それは民主主義の基礎であるところの違法精神をわが日本の国民から滅殺して、民主主義の基礎を破壊し去るものといわざるを得ない。

民経済並びに社会生活は、負担の最高限度に到達いたしておることを考えてみまするならば、終戦処理費の将来については大なる検討をする現在におきまして、この形をかえた国家負担といふものは、よほど検討をなさなければ、輕々に贅意を表すことができないということは、満場の諸君も同感されることと存するのであります。これを見返り資金から支出するといふ本案に対しまして、もしも贅成をいたすといったしまするならば、対日援助見返資金特別会計法第四條には、いかなることが明記されているかといふことを思い出していただきたい。昨年の四月、対日援助見返資金特別会計法という厳格なるわくをきめまして、この法律をアメリカの占領軍当局の指導のもとに制定せられましたるやえんのものは、我が國の動搖を続ける通貨の安定、日本經濟の再建、輸出の振興のために、これを使用すべきであるといふこととて、この厳格なるわくをめられました対日援助見返資金特別会計法が昨年四月制定せられたのであります。しかして、連合国軍人の住宅費が、わが國の通貨の安定、經濟の再建、輸出振興にいかなる関連を有するか。これを今回法律を改正いたしまして、かりにそのことの支出が可能に相なつたいたしましても、時の権力者の都合によつて法律をとぎへかえられるといふような朝令暮改の前例をつくりますならば、それは民主主義の基礎であるところの違法精神をわが日本の国民から滅殺して、民主主義の基礎を破壊し去るものといわざるを得ない。

満を達成するために、この資金の田滑にして納得の行く運用の妙を一層發揮する」とがきわめて必要であると信じるものでありますから、政府が言明せられた御趣旨をさらに徹底いたされ、今後の一層積極的な御努力を希望いたすものであります。

それから私は、この予算審議にあつてなされた日本共産党及び社会党的人々の歪曲せられた言論について一言いたしたいのであります。

去る一月、日本共産党の野坂參三君がコモンフォルムのはげしい批判を受けて、党員一同が縮み上り、国民に愛される……(発言する者多し)国民党に愛される共産党といふ多年の仮面をはぎ捨てざるを得なくなり、名は日本共産党というが、事実はソ同盟に一的である、「取消せ」と呼び、その他発言する者あり)コモンフォルムへ、ただこれ恭順を表すところの、コモンフォルムの日本——であり、その前衛隊であるかのような姿を現わした諸君が、爾來占領政策をもつて奴隸化政策であると印象づけることに努力を傾注し、また占領政策に対するわが政府及び国民の誠実を指さし壳國奴と唱え、國際独占資本のために民族の独立を放棄して奴隸になることとの言葉を製造して、これを流行せしめることに狂奔して来ておるようであります。しかるに、最近参議院の海外同胞引揚対策特別委員会においても、徳田君がわが同胞のソ連抑留者引揚げを根本的に——したことが発表せられたのでありますか……。

〔「それは問題外だ」と呼び、その他発言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 静肅に願います。

○尾崎末吉君(統) セラに過般来の昭和二十五年度一般会計予算の審議にあつては、当然わが国の所属に帰すべくものと思われる北千島その他の領域が、あたかもソ同盟に属すべきものであるかのよろ、いわゆるわが国の再建をはかるにあらずして、わが国のも

のを、ことさらに他国に分割せねばならぬような口吻を弄したり、(拍手)また共産党は、ともに生産するにあらずして、生産はしなくても非常手段によつて、わけ前はとるというがことき言動をみだりに弄して、共産党にあらざ共分黨のよくな印象を深く與えて、ことを、心から遺憾に思つのであります。今回のこの昭和二十五年度政府関係機関予算補正(機第一号)審議にあたつても、前に述べたよくな論議をとつたのであります。われ——が……(時間だ)と呼ぶ者あり)連合国最高司令官に……。

○副議長(岩本信行君) 尾崎君に申し上げます。申合せの時間が参りましたから、結論をお急ぎ願います。

○尾崎末吉君 終ります。

○副議長(岩本信行君) 一言申し上げます、どなたの発言中におきまして不穏な言辞があなまれば、速記録を取調べた上、適当の処置をとることといったします。

○尾崎末吉君 登壇
〔米原義君登壇〕
○米原義君 私は、日本共産党を代表しまして、この補正予算案に対して反対の意見を述べるものであります。自由党は、この予算案に反対する者は、日本共産党を除くほかは、ことごとくこれを認めておるはずであります。なにか、自由党のこの希

す。しかば、連合軍司令官の命令または指示に誠実なのは連合軍國へ誠実であることは明らかであります。米国偏重ではないことを断言いたすのであります。たとい連合軍中の一国または二国が日本占領に関する個々の問題について……。

○副議長(岩本信行君) 尾崎君、結論を願います。

○尾崎末吉君(統) 異議があつた場合といえども、連合軍多数の意見によつて結論つけられたその事柄が最高司令官によつて命令または指示せられますならば、それは連合軍全体としてであつて国会に提出したものであり、その指令によって命令または指示せられます。しかし、これに賛成した後に発せられたものであるとまで言つておるのであります。しかし、大蔵大臣が、この点を明らかにしておるのであります。この予算案は、あくまで政府の全責任において国会に提出したものであり、その指

令についても、政府がみずから協議に參

言に違反するものであると断ぜられ、またこの予算案にも關係なし、問題な

の運用について、日本政府が明確なる発議権、イニシアチブを強く主張しておるのであります。かかるに、今回の予算案において、この占領軍の住宅に見返り資金を出すことについて日本政

府が発議権を持つおらなかつたこと

ゆえ、この予算案の審議にあたつて、見返り資金の発議権を日本政府が持つべきであると強硬に主張するこの

希望条件なるものは、実質的にはこの

予算案に反対しておるといつても決し

加し、これに賛成した後に発せられた

ものであるとまで言つておるのであり

ます。しかば、この予算案に反対す

ることが許されないというがごとき、

まつたく国会の審議権を無視し、国会

の存在そのものを無視するものといわ

ざるを得ないではありませんか。(拍手)

先ほど委員長からも発言がありまし

たが、この見返り資金の性格について、

この委員会の審議で非常に明確となつて来たのであります。この見返り資金

の運用が今までまつたく自主性を失つて来たことについては、われ——はし

ばしば指摘して来たのでありますが、

予算委員会においても、今度の予算は

日本の利益のためのものであるか、ア

メリカの利益のためのものであるか、

こういう質問が自由党側の委員から出

ておるのであります。(拍手)かくのご

とき質疑の結果、見返り資金の根本性

格がすこぶる明瞭となつて来たのであ

る。すなわち、先ほども委員長から發

言がありました通り、援助資金は、阿

波丸協定の了解事項に基いて、これは

日本の借金である、有効なる債務であ

る、その額はおよそ十七億ドル、円に

換算すれば六千億円を超えるものがわ

が国の借金となつておるということ

である。なぜか、自由党のこの希

海外移住組合法の廃止に関する法律
案(内閣提出、参議院送付)に関する
報告書
〔最終号の附録に掲載〕

○岡崎勝男君
〔岡崎勝男君登壇〕
ただいま議題と相なりました條約案及び法案につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず條約案より報告いたします。本委員会は、本件につき、三月十七日、二十二日及び二十四日の三回にわたり委員会を開き、審議をいたしましたのであります。政府側の説明によりますれば、閣税表刊行のための国際連合の設立に関する條約、閣税表刊行のための国際事務局の設立する條約の実施規則及び署名調書は、国際貿易促進のため、各國の閣税表を共同の費用で迅速かつ正確に刊行配付することを目的として、明治二十三年プラッセルで署名され、わが国は、翌明治二十四年これに加入して以来、連合の一員として、この事業に協力を続けて参つたのであります。しかるに、二回に及ぶ世界大戦の結果、條約の締結當時に比して貨幣価値

の変動も著しく、かつ各国の閣税制度もきわめて複雑化したため、從来の事務局の予算ではその事業を完全に遂行することができなくなつたのであります。このため、昨年十二月、ベルギー国政府の発議により、プラッセルにおいて條約修正のための締約国会議が開かれ、前述條約、條約実施規則及び署名調書の修正議定書が採択されたのであります。

議定書の内容のおもなる点は、一、事務局の経費の年次予算を十二万五千フランから五十万フランに引き上げ、これに応じて各國の分担金額を引上げる。二、締結国の分担額はこれを公平に決定するため、一九二八年の各國の貿易額を基準として七等級にわけられ、わが国は二等国として年額一万九百五十万フラン、すなわち邦貨百三十万四千円を分担することとあります。

わが国は、ベルギー国政府の招請を受領し、連合国統司令部の承認を得てこの議論へ代表を派遣いたし、署名を了しましたのであります。憲法上議会の承認を必要とする国は、さらに所定の手続を経て政府の承認書を送付し、加照

されんことを希望いたします。本院において本議定書に承認を與えら

かくて採決の結果、多數をもつて本件は承認を與えるべきものと議決いたしました次第であります。つきましては、

本院は、質疑終了の後、討論を省略して、ただちに採決に入り、全会一致をもつて可決せられました。

右報告いたします。(拍手)
○副議長(岩本信行君) まず日程第一

第六 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君) 日程第四、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(岩本信行君) まず日程第一

第五、少年法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

つて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

次に日程第三につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十一年法律第六十三号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第四表名称の欄中「飫肥簡易裁判所」を「日南簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「宮崎県南那珂郡飫肥町」を「日南市」に、「北海道枝幸郡中頓別村」を「北海道枝幸郡中頓別町」に改める。
別表第五表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷塚町 草加町 新田村」並びに同表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「春日部町」及び「武里村」を削り、同表久喜簡易裁判所の管轄区域の欄中「日勝村」を「日勝村須賀村」に、「栗橋町」を「栗橋町 鶴村 豊玉村」に改める。
同表越ヶ谷簡易裁判所の項を次のよう改める。

越ヶ谷	
埼玉県の内	
南埼玉郡の内	
越ヶ谷町 大沢町 潟生村 出羽村 増林村 新方村 大相模村	三輪野江村 彦成村 早稻田村 旭村 東和村 松伏領村
桜井村 百間村 春日部町 武里村	杉戸町 田宮村 嶋郷村 高野村 幸松村 豊野村
北葛飾郡の内	
吉川町 金杉村 實珠花村 桜井村 富多村 南桜井村 川辺村 八代村 豊岡村	八幡村 早稻田村 旭村 東和村 松伏領村
北足立郡の内	
谷塚町 草加町 新田村	

同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「忍町」を削り、「熊谷市」を「熊谷市 行田市」に改め、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「大柏村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「小田村」を「小田村 谷原村 十和村」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「瑞穂村」を「瑞穂村 源清田村」に改め、同表下妻簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷原村 十和村」を削り、同表前橋簡易裁判所の項を次のように改める。

群馬県の内	
前橋市	
上川淵村	下川淵村 木瀬村 南橘村 富士見村 芳賀村 桂萱村
大胡町	宮城村 荒砥村 紫川村 横野村 北橘村 敷島村
群馬郡の内	金島村 小野上村 長尾村 白郷井村
総社町	元総社村 東村 国府村
北群馬郡の内	北群馬郡の内
濱川町	豊秋村 古巻村 駒寄村 明治村 桃井村 伊香保町
金島村	小野上村 長尾村 白郷井村
同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「池田村」を削り、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「上山田村」を「上山田町」に改め、同表京都簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛宕郡」及び右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「葛野郡」を削り、同表灘簡易裁判所の管轄区域の欄中「本山村 本庄村」、同表関簡易裁判所の管轄区域の欄中「富岡村」、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉野村」及び同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「能美郡の内」を「鳥越村 尾口村 白峯村」を削り、同表小松簡易裁判所の項を次のように改める。	上山田村 本庄村 吉野村 尾口村 白峯村

小 松

石川県の内
小松市 江沼郡 能美郡

同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「下川辺村」を削り、同表山口簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿知須町」を「阿知須町 小郡町」に、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「米川村」を「米川村 富田町 福川町」に、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「鉢立村」を「鉢立村 濱崎町」に改め、同表兒島簡易裁判所の管轄区域の欄中「灘崎町」を削り、同表林野簡易裁判所の管轄区域の欄中「湯郷村」を「湯郷町」に、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「荒木村」を「荒木町」に、同表小城簡易裁判所の管轄区域の欄中「北多久村」を「北多久町」に、同表長崎灘后簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒瀬町」を「大島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛野村」と「愛野町」に、同表大分簡易裁判所、別府簡易裁判所、并案簡易裁判所、三重簡易裁判所及び佐伯簡易裁判所の項を次のように改める。
--

大 分

大分県の内
大分市 大分郡

北海部郡の内
大庄村 佐賀関町 一尺屋村 神崎村 坂ノ市町

別 府	大分県の内 別府市
杵 築	大分県の内 速見郡 東国東郡の内 奈狩江村
杵 築	大分県の内 大野郡 日南市 南那珂郡

三 重	大分県の内 大野郡
佐 伯	大分県の内 佐伯市 南海部郡

日 南	宮崎県の内 日南市 南那珂郡
日 南	宮崎県の内 西臼杵郡

高 千 穂	宮崎県の内 諸家村 椿葉村
高 千 穂	宮崎県の内 諸家村 椿葉村

高 千 穂	西臼杵郡
高 千 穂	西臼杵郡
高 千 穂	西臼杵郡

日 南	諸家村 椿葉村
日 南	諸家村 椿葉村
日 南	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村
脇 町	諸家村 椿葉村

脇 町	諸家村 椿葉村

</tbl

ることができる。

第二十七條第一項中「認めるときは、」及び同條第二項「意見を聞いて、」の下にそれぞれ「決定をもつて、」を加える。

第二十七條の次に次の二條を加える。

(保護処分の取消)

第二十七條の二 保護処分の継続

中、本人に対し審判権がなかつたこと、又は十四歳に満たない少年について、都道府県知事若しくは児童相談所長から送致の手続がなかつたにもかかわらず、保護処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、保護処分をした家庭裁判所は、決定をもつて、その保護処分を取り消さなければならぬ。

2 地方少年保護委員会又は教護院、養護施設若しくは少年院の長は、保護処分の継続中の者について、前項の事由があることを疑うに足りる資料を発見したときは、保護処分をした家庭裁判所に、その旨を通知をしなければならない。

3 第十八條第一項及び第十九條第一項の規定により、保護処分を取り消した場合に準用する。

4 家庭裁判所は、第一項の規定により、少年院に收容中の者の保護処分を取り消したときは、決定をもつて、その者を引き続き少年院に收容することができる。但し、その期間は、三日を超えることはできない。

第三十條の次に次の二條を加え
る。

第三十條の二 家庭裁判所は、第十

六條第一項の規定により司法保護委員又は児童委員をして、調査及び観察の援助をさせた場合には、最高裁判所の定めるところにより、その費用の一部又は全部を支拂うことができる。

第四十五條の次に次の二條を加え
る。

第四十五條の二 前條第一号から第

四号までの規定は、家庭裁判所が、第十九條第二項又は第二十三條第三項の規定により、事件を検察官に送致した場合に準用する。

第四十六條に次の但書を加える。

但し、第二十七條の二の規定に

ついては、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

少年法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決
した。よつて国会法第八十三條によ
りここに送付する。

昭和二十五年三月十六日

參議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

少年法の一部を改正する法律案（内
閣提出、參議院送付）に関する報告
書

〔最終号の附録に掲載〕

○田嶋好文君
田嶋好文君登壇

した下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案及び六條第一項の規定により司法保護委員又は児童委員をして、調査及び観察の援助をさせた場合には、最高裁判所の定めるところにより、その費用の一部又は全部を支拂うことができる。

第四十五條の次に次の二條を加え
る。

この法律は、高等裁判所以下の下級裁判所の設立及び管轄区域につき規定したものであります。今回その一部の裁判所の管轄区域または名称を変更しようとするものであります。その改正の第一点は、土地の状況及び交通の便否等にかんがみ、簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。第二点は、市町村その他の行政区画の変更に伴い、この法律の別表を訂正するものであります。第三点は、簡易裁判所の所在地の名称変更に伴う裁判所の名称を変更しようとするものであります。

このように、まつたく裁判所内部の事務であつて、地理的事情によつて管轄を変更しようといふものでありますから、委員会においては、質疑もなかり、討論も省略して、三月二十五日採決の結果、全会一致をもつて政府原案の通り可決した次第であります。

大に少年院法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、少年院法施行後の一年間の経験にかんがみ、これを合理化し実際化するために若干の改正を加えようとするものであります。改正の第一は、家庭裁判所にて適法に審判をなし得ない年齢の

委員会においては、監獄法にある規定をこの少年院法に移した規定の中に親切を欠いた規定もあり、民法の所有権の規定で確立した事項まで規定しているのはどうかという質疑がありました。これに対して政府から、従来特別事故もなかつたので監獄法の規定通りに規定していたが、今後解釈には十分に注意するとの答弁がありました。

かくして、三月二十五日討論に入り、採決の結果、全会一致をもつて政府原案の通り可決されました。

最後に少年院法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、少年法施行一年の経験にかんがみ、これを合理化し実際化して若干の改正を加えようとすると、裁判官に故意、過失がないから国家賠償法の適用はないと思うという答弁がありました。第一に、少年は眞実の年齢を告げねばならぬ法律上の義務ありやといふ質疑がありました。これに対し政府から、刑事訴訟法と少年法とは異なるので、少年の取扱い上眞実の年齢を告げさせることが適當と思うとの答弁がありました。

かくして、三月二十五日討論に入ります。

つにしたことであります。これは実施後の一回の経験によると、少年観護所と少年鑑別所とを一つの機関として統合する

の是正手続を新しく設けようとすることがあります。これは、少年が年齢をわが国の官庁機構上も合理的であると考えるに至つたからであります。改正の第一は、特別少年院に收容し得る少年の年齢を十八歳から十六歳に改めたことであります。これも実際上の経験から、十六歳から收容してもよいと確信できるようになつたからであります。改正の第二は、特別少年院に收容し得る少年の年齢を十八歳から十六歳に改めたとき、少年の保護上必要であると認めることは、その少年に対し呼出状を信頼できるようになつたからであります。改正の第三は、收容少年を他の少年院に移送する場合の手続を改めようとすることがあります。すなわち、移送には矯正保護管区長の認可を得るだけでも、あとで家庭裁判所及び地方警察官に送致した場合に準用する。

つきにしたことであります。これは実施

に保護処分の決定を受けたりした場合は正手続を新しく設けようとするこ

とであります。これは、少年が年齢を偽り、家庭裁判所に少年として送致され、さらに審判まで受ける事例が相当多いので、これを解決するための新規定を設けるわけであります。改正の第二は、新たに保護処分の決定を執行するとき、少年の保護上必要であると認めることは、その少年に対し呼出状を発せずに、ただちに同行状を発し得る規定を設けようとすることがあります。改正の第三は、少年を少年院に收容せずに、同行状を執行する場合必要があるときは、かりに、もよりの少年保護委員会等にその旨を通知すれば足りるということに改めようということがあります。

委員会においては、第一に、少年の保

護処分の継続中、審判権のなかつたことが判明した場合は、家庭裁判所は誤判したものであつて、基本的人権は侵害されるから、国家賠償法の適用がな

いかという質疑がありました。これに対し政府から、誤判は本人の虚偽の陳述から起つたものであつて、審判は不当であるが、違法にはならぬ、かつ裁判官に故意、過失がないから国家賠償法の適用はないと思うという答弁がありました。第一に、少年は眞実の年齢を告げねばならぬ法律上の義務ありやといふ質疑がありました。これに対し政府から、刑事訴訟法と少年法とは異なるので、少年の取扱い上眞実の年齢を告げさせることが適當と思うとの答弁があ

りました。

かくして、三月二十五日討論に入ります。

最後に、採決の結果、全会一致をもつて政

正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十一 総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十二 売議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十三 売議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十四 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十五 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十六 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十七 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十八 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十九 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二十 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二十一 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二十二 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二十三 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二十四 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二十五 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二十六 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二十七 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二十八 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第二十九 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三十 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三十一 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三十二 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三十三 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三十四 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三十五 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三十六 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三十七 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三十八 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三十九 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四十 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四十一 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四十二 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四十三 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四十四 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四十五 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四十六 副議長（岩本信行君） 日程第八、電気通信省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四条第一項第一号を削り、第二号を第二号とする。

第五条第一項第一号の二から第十四号の五までを削る。

第五条第十八号中「第九号、第三十号第一号」を「第九号」に、同條第

二十三号中「電気通信設備」を「電気通信業務」に、同條第

議会に諮問する事項を除く。」を削る。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律案

運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四十九号の次に次

第五十条中「電気通信調査審議会及び電波技術審議会」を削る。

第五十四条中「電波監理長官」を削除

第五十五条中「電波監理委員会」を削除

第五十六条中「電波監理委員会」を削除

第五十七条中「電波監理委員会」を削除

第五十八条中「電波監理委員会」を削除

第五十九条中「電波監理委員会」を削除

第六十条中「電波監理委員会」を削除

第六十一条中「電波監理委員会」を削除

第六十二条中「電波監理委員会」を削除

第六十三条中「電波監理委員会」を削除

第六十四条中「電波監理委員会」を削除

第六十五条中「電波監理委員会」を削除

第六十六条中「電波監理委員会」を削除

第六十七条中「電波監理委員会」を削除

第六十八条中「電波監理委員会」を削除

第六十九条中「電波監理委員会」を削除

第七十条中「電波監理委員会」を削除

第七十一条中「電波監理委員会」を削除

第七十二条中「電波監理委員会」を削除

第七十三条中「電波監理委員会」を削除

第七十四条中「電波監理委員会」を削除

第七十五条中「電波監理委員会」を削除

第七十六条中「電波監理委員会」を削除

第七十七条中「電波監理委員会」を削除

調査及び研究を行ふ機関とする。

一 船舶、船舶用機関及び船舶用品に関すること。

二 港湾、航路及び港湾内運河並びに港湾内の公有水面の埋立及

び干拓に關すること。

三 鉄道、軌道、索道及び無軌條電車の用に供する施設及び車両、信号保安装置その他の陸運機器に關すること。

四 自動車の使用並びに輕車両及び自動車用代燃装置に關すること。

五 運輸技術研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項各号に掲げる事項に關する設計、試験、調査及び研究を行うこと。

六 運輸技術研究所は、その支所を大阪市及び八幡市に置くこと。

七 運輸技術研究所は、東京都に置き、その支所を八幡市に置くこと。

八 運輸技術研究所に、次長三人を置くこと。

九 次長は、運輸技術研究所の長を助けて所務を整理する。

十 運輸技術研究所及びその支所の内部組織は、運輸省令で定める。

十一 運輸大臣の諸問に応じて船員職業安定法に定める特別地区職業安定法に定める特別地区の船員の職業安定に關する重い要事項を調查審議すること。

十二 第二十九条第一項の表中「区域」とするものに限る。

十三 第三十一条第一項の表中「区域」とするものに限る。

十四 第三十二条第一項の表中「区域」とするものに限る。

十五 第三十三条第一項の表中「区域」とするものに限る。

十六 第三十四条第一項の表中「区域」とするものに限る。

十七 第三十五条第一項の表中「区域」とするものに限る。

十八 第三十六条第一項の表中「区域」とするものに限る。

十九 第三十七条第一項の表中「区域」とするものに限る。

二十 第三十八条第一項の表中「区域」とするものに限る。

二十一 第三十九条第一項の表中「区域」とするものに限る。

二十二 第四十条第一項の表中「区域」とするものに限る。

二十三 第四十一条第一項の表中「区域」とするものに限る。

二十四 第四十二条第一項の表中「区域」とするものに限る。

二十五 第四十三条第一項の表中「区域」とするものに限る。

二十六 第四十四条第一項の表中「区域」とするものに限る。

二十七 第四十五条第一項の表中「区域」とするものに限る。

二十八 第四十六条第一項の表中「区域」とするものに限る。

（別表第二）中

運輸省	大臣官房	運輸調整部
自効車局	臣道官房	國有鐵道部
整備部	民營鐵道部	民營鐵道部
業務部	備部	備部

「

運輸省	大臣官房	運輸調整部
鐵道監督局	海運調整部	海運調整部
整備部	民營鐵道部	國有鐵道部
業務部	備部	備部

に改める。

附 則

「の法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

改正する。

第十二條中「中央連絡協議

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

会」を「在外公館等借入金整理準備審査会」に改める。

第十四條を次のように改める。

外務省設置法の一部を改正する法律

〔最終号の附録に掲載〕

第十七條中

東北連絡調	仙台市
整事務局	を

東北連絡調	仙台市
整事務局	を

に改める。

外務省設置法（昭和二十四年法律案）（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 中央連絡協議会令（昭和二十四年政令第三百三十二号）は、廃止する。

総理府設置法の一部を改正する法律案

改正する。

第十五條第一項の表中交通事業調査委員会、地方制度調査会及び地方整備委員会の項を削り、

総理府設置法（昭和二十四年法律案）

税審議会の項を削り、

- 3 出入国の管理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十九号）の一部を次のように改める。

和二十四年政令第二百九十九号（昭和二十四年政令第三百三十六号）は、廃止する。

第五條 削除

出入国管理連絡協議会令（昭和二十四年政令第三百三十六号）は、廃止する。

外務省設置法の一部を改正する法律案

廃止する。

外務省設置法の一部を改正する法律案

廃止する。

附 則

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月二十四日
参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 繁原喜重郎殿

会」を「在外公館等借入金整理準備審査会」に改める。

第十四條を次のように改める。

外務省設置法（昭和二十四年法律案）（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

- 第一百一十七号の一部を次のように改める。

第十五條第一項の表中交通事業調査委員会、地方制度調査会及び地方整備委員会の項を削り、

総理府設置法の一部を改正する法律案

を

新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）に基き、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を審議すること。

新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）に基き、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を調査審議し、及びその樹立につき必要な事項を調査審議すること。

青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、及びその施策の適切な実施のため必要な連絡調整を図ること。

中央青年問題協議会	新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）に基き、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を調査審議すること。
新聞出版用紙の割当審議会	新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）に基き、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を調査審議すること。

に

附 則

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十五年三月二十七日
参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 繁原喜重郎殿

会」を「在外公館等借入金整理準備審査会」に改める。

第十四條 削除

外務省設置法（昭和二十四年法律案）（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

第一條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改める。

第二十九條第二項の表を次のよう改める。

種類

目的

厚生統計協議会

厚生大臣の諮間に応じて、厚生統計に関する重要な事項を調査審議すること。

国立公園審議会

厚生大臣の諮間に応じて、国立公園に関する重要な事項を調査審議すること。

中央優生保護審査会

厚生大臣の諮間に応じて、厚生手術に関する適否の再審査を行い、その他の優生保護上必要な事項を処理すること。

栄養士試験審査会

厚生大臣の諮間に応じて、栄養士試験に関する事務をつかさどること。

中央食品衛生調査会

厚生大臣の諮間に応じて、食品衛生及び食品衛生に関する行政に応じて、調査審議すること。

医道審議会

厚生大臣の諮間に応じて、医師、歯科医師の免許の取消、再免許若しくは業務の停止の処分又は医道の向上に関する重要な事項を調査審議すること。

医師試験審議会

厚生大臣の諮間に応じて、医師国家試験に関する重要な事項を調査審議し、並びに医師国家試験及び医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

歯科医師試験審議会

厚生大臣の諮間に応じて、歯科医師国家試験に関する重要な事項を調査審議し、並びに歯科医師国家試験及び歯科医師国家試験予備試験に関する事務をつかさどること。

医師・歯科医師実地修練審議会

厚生大臣の諮間に応じて、医師法（昭和二十二年法律第二百一号）第十一條又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十一條の規定による実地修練に関する重要な事項を調査審議すること。

保健婦助産婦看護婦審議会

厚生大臣の諮間に応じて、保健婦国家試験、助産婦国家試験、甲種看護婦国家試験及び乙種看護婦試験に関する重要な事項を調査審議し、並びに保健婦国家試験、助産婦国家試験及び甲種看護婦国家試験の実施に関する事務をつかさどる外文部大臣又は厚生大臣の諸間に応じて、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九條から第二十二條までの各第一号又は第二号の規定による学校又は養成所の指定に関する重要な事項を調査審議すること。

医療審議会

厚生大臣の諮間に応じて、医療機関の整備及び診療

あん摩、はり、きゅう、柔道

整復業者中央審議会

厚生大臣の諮間に応じて、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法（昭和二十一年法律第二百一十七号）第二條第一項に規定する学校又は養成施設の認定及び試験、同法第八條第一項に規定する指示又は同法第十一條第二項に規定する処分に関する重要な事項を調査審議すること。

死体解剖資格審査会

厚生大臣の諮間に応じて、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に関する事項を調査審議すること。

日本医療団清算監理協議会

厚生大臣の諮間に応じて、日本医療団の清算に関する重要な事項を調査審議すること。

薬事審議会

厚生大臣の諮間に応じて、日本医療団の清算に関する重要な事項を調査審議すること。

中央社会事業審議会

厚生大臣の諮間に応じて、日本医療団の清算に関する重要な事項を調査審議すること。

中央身体障害者福祉審議会

厚生大臣の諮間に応じて、身体障害者の福祉に関する重要な事項を調査審議すること。

中央児童福祉審議会

厚生大臣の諮間に応じて、児童及び妊娠婦の福祉に関する重要な事項を調査審議すること。

中央社会保険医療協議会

厚生大臣の諮間に応じて、社会保険医療に関する重要な事項を調査審議すること。

社会保険審議会

厚生大臣の諮間に応じて、社会保険事業並びに厚生年金保険事業の運営に関する事項を調査審議すること。

報酬に関する重要な事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮間に応じて、あん摩、はり、きゅう、柔道

整復業者中央審議会

厚生大臣の諮間に応じて、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法（昭和二十一年法律第二百一十七号）第二條第一項に規定する学校又は養成施設の認定及び試験、同法第八條第一項に規定する指示又は同法第十一條第二項に規定する処分に関する重要な事項を調査審議すること。

死体解剖資格審査会

厚生大臣の諮間に応じて、死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二條第一項第一号の認定及びその認定の取消に関する事項を調査審議すること。

日本医療団清算監理協議会

厚生大臣の諮間に応じて、日本医療団の清算に関する重要な事項を調査審議すること。

薬事審議会

厚生大臣の諮間に応じて、日本医療団の清算に関する重要な事項を調査審議すること。

中央社会事業審議会

厚生大臣の諮間に応じて、日本医療団の清算に関する重要な事項を調査審議すること。

中央身体障害者福祉審議会

厚生大臣の諮間に応じて、身体障害者の福祉に関する重要な事項を調査審議すること。

中央児童福祉審議会

厚生大臣の諮間に応じて、児童及び妊娠婦の福祉に関する重要な事項を調査審議すること。

中央社会保険医療協議会

厚生大臣の諮間に応じて、社会保険医療に関する重要な事項を調査審議すること。

社会保険審議会

厚生大臣の諮間に応じて、社会保険事業並びに厚生年金保険事業の運営に関する事項を調査審議すること。

医療審議会

厚生大臣の諮間に応じて、医療機関の整備及び診療

第二條 国立公園法（昭和六年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「前三項ニ定

ムルモノヲ除クノ外」を削り、同

條第二項及び第三項を削る。

第三條 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十條に次の二項を加える。

2 厚生大臣は、前項の承認を與えようとするときは、あらかじめ関係都府県の利害関係者の意見を聞かなければならない。

第十四条中「施設」を「温泉利用施設」に改める。

第十九條を次のように改める。

第二十九條 都道府県知事の諸間に応じ、温泉及びこれに関する行政に関し調査審議させるため、都道府県に温泉審議会を置く。

2 温泉審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員について

は、都道府県の条例で定める。

第二十条第一項を削り、同條第

二項中「都道府県温泉審議会」を「温泉審議会」に改め、同項を第一項とする。

第四條 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第五條 医師法の一部を次のように改正する。

「第五章 審議会及び委員」を

第二十六條 厚生大臣の諸間に応じて、医師国家試験に関する重要事項を調査審議させ、並びに歯科医師国家試験及び歯科医師試験審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。

〔第五章 審議会及び委員〕を

〔第五章 審議会〕に改める。

第二十四条から第二十七条までを次のように改める。

〔第五章 審議会〕に改める。

第二十五条第一項を削除。

〔第五章 審議会〕に改める。

第二十六条第一項を削除。

〔第五章 審議会〕に改める。

第二十七条第一項を削除。

〔第五章 審議会〕に改める。

第二十八条第一項を削除。

〔第五章 審議会〕に改める。

第二十九條から第二十九條までを削除。

〔第五章 審議会〕に改める。

第二十六條第一項及び第二十七

項は、都道府県の条例で定め

る。

がつかさどつて参うたのであります十分が、今回電波庁を廃して、新たに委員会形態による電波監理委員会を總理府の外局として設置することと相なりましたのに伴い、これが関連規定を電波監理委員会設置法に移すこととして、これを電気通信省設置法から削除せんとするものであります。本案は、以上申し述べました二つの趣旨から所要の改正を加えて、電波監理委員会設置法施行の日からこれを施行しようとするものであります。

次に運輸省設置法の一部を改正する

のこの方面における技術の向上発達につつて世界の水準から遅れましたわが国におここの研究所においては、事務に支障をはからんとするものであります。たたしておるのであります。が、東京都に設けられます本所には、所長のほかに次長三人を置くと同時に、大阪市及び八幡市にそれゝ支所を置き、本所及びひ支所の内部組織は運輸省令で定める

整理準備審査会を設けようとするにあります。他の一つは、連合国軍民事機構の改組に対応して新たに関東連絡調整事務局を設置するものであります。すなわち、昨年行われました府県単位の民事部の廃止に伴いまして、関東地方民事部の重要性がとみに加わつたのであります。これに対応して新たに関東連絡調整事務局を設置し、これをもて関東地方民事部との連絡に当らせようとするものであります。

交通事業調整審議会は、陸上交通事業調整法により陸上交通事業の調整上必要な事項を調査審議するため設けられたものであります。終戦後は、ほとんどその活動を停止しておる状態であり、地方制度調査会は、新憲法の制定に即応して地方自治制度の根本的改革をはかる必要から設けられたものであります。が、すでに答申の完了によつて本会の使命は大体終了しており、また地方税審議会は、地方税法に基き地方税に関する審査を行つたために設けられ

方に新聞出版用紙の需給に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、新聞出版用紙の割当制度を明年三月三十一日限り廃止する旨を定めたものであります。新聞出版用紙の需給調整法に基き本割当は、臨時物資需給調整法によつて実施されて参つたのであります。が、近来用紙の生産事情が好転化して、その需給関係が著しく改善され参りましたので、事業の特殊性によつてかんがみまして、なるべくすみやかに統制を撤廃して、新聞出版活動を本来の自由な状態に復せしめたいというのが政府の念願でありましたところ、基本法による臨時物資需給調整法の存続期限が明年三月三十一日までと改正されることと相なりましたので、この際一応本法律の存続期限を形式的にこれと一致せしめて、その実施法的性格を明らかにします。すなわち附則に改正を加え、本法律は昭和二十六年四月一日にその効力を失うこととし、公布の日からこれを実施しようとするものであります。

次に、運輸省が参与する省務に參與さざることいたしておるのであります。るために設けられた制度であり、また特別地区の船員職業安定審議会は、船員職業安定法に基き、同法の定める特別地区の船員の職業安定に関する重要な事項を調査審議するために設けられたものであります。これらは今まで実際には運用されておらず、また当分その必要も認められませんので、これらを廃止しようとするものであります。

国家行政組織法の別表二の改正につきましては、もっぱら形式の整備によっておりませんので、特に申し上げるまでもないと存じます。

本案は、以上諸点のほか関係條項に所要の改正を加え、四月一日からこれを施行しようとするものであります。

次に外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案において改正せんとするおもなものは二点であります。一つは、行政機構簡素化のため中央連絡協議会を廃止するとともに、在外公館借入金整理法に基く在外公館等借入

よつて地方税制は根本的に改革される
ことと相なり、これに伴つて新たな構
想のもとに設置されます新たな機関が
その機能を受継ぐことになりましたの
で、これら三つの審議会を廃止しよう
とするものであります。

次に中央青少年問題協議会を新たに
付属機関に加えようとするものであります
が、この協議会は、第五回国会に
おける衆参両院の決議に基き、青少年
の指導、保護及び矯正に関する総合的
な施策を樹立し、その適正な実施をはか
るために、昨年六月閣議決定をもつて内
閣に設置されたものでありまして、爾
來、青少年問題に関し総合的な対策を
樹立して政府に答申いたしましたばかり
でなく、対策の実施にあたりまして
も種々適切なる助言を與える等、すこ
ぶるその機能を發揮して參つたのであ
ります。青少年の不良化、犯罪化の傾
向のきわめて憂うべき状態にあります
現状にかんがみまして、同協議会に法
的根拠を與え、その機能を一段と發揮
させようとするものであります。

本案は、以上の趣旨から関係條文の

整理を行い、四月一日から施行しようとするものであります。

次に審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、行政機構の簡素化をはかるため、厚生省の付属機関として設置されてあります三十七の各種審議会を整理統合して、これを二十一に減じようとするものであります。すなわち、国民体力審議会、国立公園地方審議会、中央温泉審議会、理容師養成施設指定協議会及び医薬制度調査会を廃止し、医師国家試験予備試験委員会、医師国家試験審議会、医師失地修練審議会及び歯科医師失地修練審議会を医師、歯科医師国家試験委員及び歯科医師試験審議会に、医師失地修練審議会及び保健婦助産婦看護婦国家試験委員を保健婦助産婦看護婦審議会に、医療機関整備中央審議会及び診療報酬審議会を医療審議会に、健康保険審議会、厚生年金保険審議会及び船員保険審議会を社会保険審議会に、また中央社会保険診療協議会及び社会保険診療報酬算定協議会を中心社会保険医療協議会に、健康保険審議会、厚生年金保険審議会に、保育員審議会を同審議会に、また医療団清算管

理協議会を同監理協議会にそれと改称するとともに、新たに死体解剖資格

の表並びに関係法律に所要の改正を加え、本年四月一日からこれを施行しようとします。

電気通信省設置法の一部を改正する法律案は二月十日、新聞出版用紙の割り当に関する法律の一部を改正する法律案は三月十四日、運輸省設置法等の一部を改正する法律案は三月二十二日、外務省設置法の一部を改正する法律案は三月二十四日にそれと本委員会に付託され、また総理府設置法の一部を改正する法律案並びに審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案は、予備審査のためそれと三月十四日、三月十六日、本委員会に付託されました。

以上各法律案の付託を受けるや、本委員会は、それとについて、ただちに政府の説明を聞き、質疑を行ひ、慎重に審査の結果、三月二十七日、これら六法律案を一括して討論採決の結果、多数をもつていずれも原案の通り可決いたしました次第であります。

○副議長(岩本信行君) 六案を一括して採決いたします。六案の委員長の報告はいずれも可決であります。六案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて六案とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第十四 油糧配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案(内閣提出)

第十四條第二項中「農林次官」を「農林事務次官」に改める。

第十五條第一項第一号中「国内産油糧及び輸入油糧」を「油糧及び砂糖」に、同項第二号中「油糧」を「油糧及び砂糖」に改める。

第十三條第一項及び第五項中「油糧」を「油糧又は砂糖」に改める。

第十三條第一項及び第五項中「帝国油糧株式会社」を「帝国油糧株式会社又は日本砂糖株式会社」に改め。

第三十一條第一項中「昭和二十五年四月一日」を「昭和二十六年四月一日」に改める。

附 則
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第三十一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の農林省の項中「食糧配給公団」を「油糧砂糖配給公団」に改める。

油糧配給公団法(昭和二十二年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條、第三十三條、第三十

五條及び第三十六條の規定を除き、「油糧配給公団」を「油糧砂糖配給公団」に改める。

第一條第一項中「油かす等(以下油糧といふ。)」を「油かす等(以下「油糧」という。)」を「総裁一人、副総裁二人以内に改める。

第十條第一項中「総裁副総裁各一人」を「總裁一人、副總裁二人以内に改める。

第十二條中「油糧」を「油糧若しくは砂糖」に改める。

第十條中「其ノ加工品タル食糧ニ

シテ農林大臣ノ指定スルモノヲ含ム以下同じ」を削る。

第三條第一項中「甘藷、馬鈴薯」ニ依リ予算ノ範囲内ニ於テ甘藷又ハ馬鈴薯ノ生産者ニ對シ其ノ生産シタル甘藷又ハ馬鈴薯ニシテ壳渡ノ申込ニ依リ政府ノ買入ルモノヲ予め指示スルモノトス

政府ハ甘藷又ハ馬鈴薯ノ生産者ガ其ノ生産シタル甘藷又ハ馬鈴薯ニシテ前項ノ規定ニ依リ指示ニ從ヒ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ壳渡ヲ申込ミタルモノヲ買入ルコトヲ要ス。

前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前條第二項ノ規定ニ依ル米麦等ノ政府ノ買入ノ価格及需給事情ヲ参考シテ之ヲ定ム。

第四條第一項中「米麦等」を「米麦等、甘藷又ハ馬鈴薯」に改める。

第五條第一項中「米麦等」を「米麦等、甘藷及馬鈴薯」に改める。

第八條ノ二第二項中「食糧配給公団及市町村長」を「食糧配給公団、命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ登録ヲ受ケ主要食糧ノ壳渡ノ業務ヲ營む者(以下「販売業者」と称ス)及市町村長」に改める。

第八條ノ二第二項中「自己ノ生活上又ハ業務上消費スル者(以下「消費者」と称ス)」を「自己ノ生活上若ハ業務上消費スル者(以下「消費者」と称ス)又ハ販売業者(以下「消費者」と称ス)又ハ販売業者(以下「消費者」と称ス)」に改める。

第十條中「其ノ加工品タル食糧ニ

シテ農林大臣ノ指定スルモノヲ含ム以下同じ」を削る。

第六條第一項中「食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「其ノ加工品タル食糧ニ

第八條ノ四第一項及び第二項中

「食糧配給公団」を「食糧配給公団又ハ販売業者」に、「消費者」を「販売業者又ハ消費者」に改める。

第十六條第一項中「一億八千万円」を「二億七千万円」に改める。

第二十條第一項中「昭和二十五年四月一日」を「昭和二十六年四月一日」に改める。

第十六條中「保管」を「販売、保管」に改める。

第十七條第一項中「農林次官」を「農林事務次官」に改める。

〔附則〕

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十六條第一項の改正規定は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 食糧確保臨時措置法（昭和二十一年法律第二百八十二号）の一部を改正する。

3 食糧管理法（昭和二十二年法律第二百八十二号）の一部を改正する。

4 内閣提出に関する報告書（最終号の附録に掲載）

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案
松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案
(目的)

第一條 この法律は、松くい虫等その他の森林病害虫を早期に、且つ、徹底的に駆除し、及ぼすのまん延を防止し、もつて森林の保全を図ることを目的とする。

（定義）

虫等とは、松、杉その他の樹木に附着してその生育を害するせん孔虫類をいう。

（伐採木等）とは、伐採された樹木その他の土地から分離した樹木の幹及び枝條（用材及び薪炭材であるものを含む。）であつては、皮しないものをいう。

（駆除命令）

農林大臣は、松くい虫等が異常にまん延して森林資源に重大な損害を與えるおそれがあると認めるとときは、早期に、且つ、徹底的に、これを駆除し、又はそのまま延を防止するため必要な限度において、区域及び期間を定め、左の各号に掲げる命令をすることができる。

（区域及び期間）

第一項の規定による命令をしようとするとときは、その三十日前までに、省令で定める手続に従い、左の事項を公表しなければならない。

（松くい虫等の種類）

第一項の規定による公表があつた日から二週間以内に、理由を記載した書面をもつて農林大臣に

不服の申立を受けたときは、その者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行ひ、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見述べる機会を與えた後、当該申立に対する決定をしなければならない。

（立入検査）

第一項の規定による公表があつた日から二週間以内に、理由を記載した書面をもつて農林大臣に不服の申立を受けたときは、その者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による聴聞を行ひ、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見述べる機会を與えた後、当該申立に対する決定をしなければならない。

（損失補償）

第一項若しくは第五條第一項の規定による命令又は前條第二項の規定により当該官吏若しくは森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

（指揮権）

（伐採跡地の所有権）

第一項若しくは第五條第一項の規定による命令又は前條第二項の規定により当該官吏若しくは森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

（伐採木等の移動制限）

第一項若しくは第五條第一項の規定による命令又は前條第二項の規定により当該官吏若しくは森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

（樹皮の焼却）

第一項若しくは第五條第一項の規定による命令又は前條第二項の規定により当該官吏若しくは森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

所有し、又は管理する者に対し、そのはく皮又は枝條及び樹皮の焼却の措置を命ずること。

前項の規定による立入検査及び樹木又は伐採木等の所有者又は管理者が指定された期間内に命ぜられた措置を行わないときは、当該全部又は一部を行うことができる。

第一項の規定による命令をし

てしなければならない。

（駆除措置）

農林大臣は、前條第一項第一号、第一号又は第四号に掲げる命令をした場合において、森林

樹木又は伐採木等の所有者又は管

理者が指定された期間内に命ぜられた措置を行わないときは、当該全部又は一部を行うことができる。

第一項の規定による命令をし

てしなければならない。

2 前項の規定により立入検査又は收去をする当該官吏及び森林害虫駆除員は、その身分を示す証票を携帶し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一條の規定による立入検査及び收去の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

4 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

5 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

6 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

7 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

8 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

9 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

10 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

11 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

12 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

13 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

14 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

15 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

16 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

17 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

18 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

19 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

20 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

21 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

22 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

23 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

24 第二項の規定による立入検査及び收去の権限は、森林害虫駆除員の行う処分により損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

を残すものであり、また他方砂糖業務のため油糧砂糖配給公団に副総裁一名を増置することになつておるが、むしろ業務簡素化の点から、食料品配給公団を存続せしめて砂糖業務だけを取扱わせ、需給の好転した最も早い機会に同公団を解散することとした方がよいのではないかとの意見がございました。

本法律案につきましては、二十七日質疑を終了し、統いて討論に入ることになつたのであります。そこで、民主党小林委員より、油糧配給公団法の一部を改正する法律案につき、食料品配給公団を存続せしめて砂糖業務を取扱い、また食糧管理法の一部を改正する法律案については、基本金九千万円の増額を削除する等の修正を施すよう政府に要求すべしとの緊急動議が提案せられたのであります。が、採決の結果、少数をもつて否定せられました。

次いで討論に移りましたところ、自由党河野委員より賛成の意を表され、これに対し社会党足鹿委員、民主党坂口委員、国民協同党吉川委員及び共産党山口委員は反対の意を表せられたのでございます。討論を終り表决に付しましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと議決いたしました次第でござります。

次に食糧管理法の一部を改正する法律案について御報告いたします。

この法律案の要旨を見ますに、第一点は、いも類の統制を緩和すること

であります。しかしながら、全面的に統制を廃止いたしますことは、農家経済、ながんづく、いも作農家に與えます影響が甚大であります。ひいて日

本農業の健全な発達にも支障を来しますので、食糧確保臨時措置法の適用から除外して供出割当を行わないことにいたしますと同時に、食糧管理法の上におきましても、米麦と分離して新たに都道府県別の生産見込み、さらに都道府県別の買入れ予定数量とを基礎にし、これに國の財政及び食糧管理特別会計の現況をも勘案いたしまして政府の買入れ予定数量を明示し、この政府の指示数買入れ予定数量とを基礎にし、これに管、加工、輸送の株式取得を禁ぜられてあります。が、販売業者の発生に伴いまして、公団存続中の今後におきましては、この株式取得の禁止の中に販売業者をもたらすものには必ず政府が買入なければならぬ制度とすることであります。なま、二十五年度産いも類の買上げ数量は四億貫を予定しているのであります。

第二点といたしましては、食糧配給公団の業務のうち、末端配給機構、消費地卸売機構及び精米施設等必ずしも公団直営方式をとる必要のなくなったもの、その他新しい情勢に応じて簡素化し得るものは、主要食糧の円滑な配給に支障のない限り適時民間事業に移して機構の縮小をはかり、それによつて業務能率の向上と財政負担の軽減をはかり、また民間事業の自主性を回復する等、新しい経済事態に即応する措置をすることがあります。

以上の二点が本改正法律案の要旨であります。が、この趣旨に基きまして、規定したのであります。その大要を申し上げますと、一、食糧配給公団の存続期間を一箇年延長いたし、その間に逐次円滑な整理解体をはかること、

二、右の整理解体中に新たに小売ない

きこと、三、公団の職員の大部分は、

もと、米麦の卸小売商人であつて、今回

か

つそれへに対する駆除措置の内容を明確にしたこと、第二は、森林害虫の種類あるいはその発生状況により、国全体の利益と各都道府県のそれ

がまだ完了していない事実につき、こ

と、四、閉鎖機関たる食糧管団の清算

さらに純然たる民間企業に移すことによ

うに食糧配給公団及び市町村長に指

示すると同様に、配給計画の実施に必

要な事項を指示し得ること、三、これ

費者への配給が計画通りに実施できる

ように食糧配給公団及び市町村長に指

示すると同様に、配給計画の実施に必

要な事項を指示し得ること、三

ります食糧管理法の一部を改正する法律案、油脂配給公団法の一部を改正する法律案に対しまして反対意見を表明いたしたいと存じます。

まず第一に、政府には一貫する食糧政策の方針が欠陥しておる、並びに政府みずから法を無視しつつあるということを指摘いたして、反対の第一点にあります。すなわち、本食糧管理法の一部改正の法律案が問題となり始めましたのは昨年の夏のことでありまして、当時連合軍司令部より、いも類に関する価格及び配給統制について緩和の覚書が発せられたのであります。その第二項におきましては、この措置は穀類に対する統制を軽減するものと解釈されではならないということが明らかに記載されておるのであります。それで、それゆえに、いも類に対する統制廃止とともに穀類の供出配給統制の強化が行われることが期待されると、はつきり記載されております。

〔副議長退席、議長着席〕
しかるに、この覚書を否定あるいは改変するるものも、その後にいまだ正式に発表されておらないといふことは、私どもは委員会の審議を通じて、大臣みずから御報告を聞いたのであります。

すなわち、昨年の暮れに、食糧法改正法案をめぐつて政府の態度はどうであつたか。第五、第六国会において審議未了となりまするや、無謀にもボーラーによつてこれを施行したことは、いまだ私どもの記憶に新たなるところであります。当時、ただいま委員長報告を行なされた山村新治郎君は、十一月三十

日の衆議院本会議の席上において、農民政党として光榮ある歴史と伝統を有する民自党を代表して、賢明なる農民諸君は食糧法に賛成しておる、今まで農民を苦しめた食糧法は、今日では農民の利益を守る法律になつておる、と自画自説をされておるのであります。もし、しかりといたしますならば、今回あえてこの食糧管理法の一部改正法を提案するまでもなく、農村が要求しておる要求量のいも類を食糧法によつて買い上げるのが妥当ではないかという結論に達着するのであります。

(拍手) 真に食糧確保臨時措置法が農民の利益を守るべき法律であるならば、農村が要するにあえてたな上げにして、今日食糧管理法の一部改正法律案を出す必要を私どもは認めることができないのであります。

去る三月七日、農林大臣とウイリアムソン農業課長との会見以来、最近の政府與党の食糧政策に対する動きは実にあわただしいものを見るのであります。先日来、神奈川県湯河原温泉において、いで湯にひたりつて食糧問題が議せられつつあると聞いておりますが、その内容は、新聞紙の報道によつて知るところによれば、食糧法の精神とはおよそ似ても似つかない統制緩和を論じ、主食の自由取引について審議が進められつつあるということを聞くのであります。農民政党と自称する輿論は、よくこの点を勘考すべきであると思つ。

要するに、現段階における食糧政策の根本は、決して自由か統制かにあるのではなくて、第一に、高価格の輸入食糧は必要最小限度にとどめ、輸入原料を基礎物資、原料等に振り向け、雇用の増大、国内購買力の増成をなしで国民经济の安定と復興をはかる大方の基本的施策を講じ、もつて国内食糧の供給力を高めると同時に、農家経済の安定がはからなければならぬのである。第二には、国内米麦及び原料農産物、輸出農産物の生産力を高める基本的施策を講じ、もつて国内食糧の供給力を高めると同時に、農家経済の安定がはからなければならない。針は、断固守り通されなければならないはずである。第三には、国内米麦及び原料農産物、輸出農産物の生産力を高めることを、いかにして完全に解決し達成するかにあることは論をまたない。

政府與党は本末を転倒せられ、自由か統制かを論ぜられることは、まことにわれわれをして首肯せしめるるものもない。われわれをして首肯せしめるものもない。政府は予定数量をきめておるのであります。(拍手) すなわち具体的には、國際食糧過剰時代に備えて、戦時立法的現行食糧関係法規をすみやかに廃止し、農業生産を保障するためのことを内容とする農業基本法にあわだだしいものを見るのであります。

ムン農業課長との会見以来、最近の政府與党の食糧政策に対する動きは実にあわだだしいものを見るのであります。先日来、神奈川県湯河原温泉において、いで湯にひたりつて食糧問題が議せられつつあると聞いておりますが、その内容は、新聞紙の報道によつて知るところによれば、食糧法の精神とはおよそ似ても似つかない統制緩和を論じ、主食の自由取引について審議が進められつつあるということを聞くのであります。農民政党と自称する輿論は、よくこの点を勘考すべきであると思つ。

第三の反対理由は、配給業務民間委譲の法的措置についてであります。来年四月一日を期して食糧公団が解体され、この間にあつて、民間に配給業務を委譲し、自主性を回復し、公正な競争を促進して消費者利便を増大するとともに、需給事情を参考して、いかようにも作に従事することのできない農家のあることを指摘いたしたいのであります。(拍手)

以上、この二点が最も重大なる本改

われをわれ／＼は本改正法律案を通じて見ることができるのであります。

次には、この法律と直接関係は薄いのですが、我が党が農民の声として本法案に反対する基本的な態度であることを認めざるを得ません。かかるに、今日において、いも類が国内食糧に貢献したことのあることを招來するに及んで、一方的に

あります。

第三に、具体的な法律の内容につい

て二、三検討を加えたいと思います。

第一点は、このたびの改正により、いも類の新買入れ方式を設定し、政府

の秋、政府はすでに行政措置として四億万貫の買上げ指示を與えておるのであります。

政府は本末を転倒せられ、自由か統制かを論ぜられることは、まことにわれわれをして首肯せしめるものもない。

われわれをして首肯せしめるものもない。

政府は予定数量をきめておるのであります。(拍手) すなわち具体的には、まだ本法案の成立しない昨年

の秋、政府はすでに行政措置として四

億万貫の買上げ指示を與えておるのであります。

全国知事会議が政府に要求

して買上げ希望数量は六億四千万貫と

あります。しかし、この法律

で行くならば、予算の範囲内におい

て将来いかようでも変更できる、活

躍自在の権力をこの法律に盛つておる

ことに、私どもは農民として納得する

ことができないのであります。

第一点は、買入れの価格決定につい

てであります。私どもは、現行米価比

率を基準とするなどを法文にはつきり

記載すべきであるという修正案を出し

たのでありますけれども、これは遺憾

ながら実現を見ることはできませんで

した。現在のこの法律で行きまする

と、需給事情を参考して、いかように

でも政府がいもの買入れ価格を決定で

きた。現在のこの法律で行きまする

と、需給事情を参考して、いかように

でも政府がいもの買入れ価格を決定で

いた。現在のこの法律で行きまする

と、需給事情を参考して、いかのように

でも政府がいもの買入れ価格を決定で

問題は、配給機構の大きな転換に備えて十分検討が加えられなければならないということを指摘し、またこれに対して未完成な状態にあるということを指摘いたしまして、この点に反対を表明いたしたいのです。

最後に第四の反対理由といたしましては、公団の基本金を九千万円増額ありますけれども、食糧公団のみならず、公団業務の運営状況の内部監査の結果につき中央経済調査庁が報告書を提出しておりますが、その報告書を見ますると、剩余金の内部留保についても、具体的相手方のない未拂金勘定を立てて剩余金の内部留保を講じております。

○謹長(幣原重郎君) 足鹿君——足鹿君に申し上げますが、申合せの時間

が参りましたから短簡に願います。

○足鹿君(続) 二十三年度後期の決算でも数億万円に達する不当措置が行

われており、金融機関との結託による浮貸しや、運賃、利子支拂い等につい

ても国民の納得し得ない事実が指摘さ

れておる今日、たとい什器、備品購入といえども、基金の増額に対しましては、私どもは反対せざるを得ないのであります。

最後に油糧配給公団法の一部の改正

法律案につきましては、食糧品配給公

団を解散し油糧公団に併合する案自体はけつこうでありますけれども、合併

することによつて、かえつて人員が増加することには矛盾であり、むしろ現

状のまま機構を圧縮することを妥当と信しますがゆえに、この法案に対しましても、私どもは反対意見を表明する次第であります。

以上二つの法案に対しまして反対意見を表明した次第であります。(拍手) たしまして、ただいま提案になりました食糧管理法の一部改正並びに油糧公団法の一部改正案に対し、遺憾ながら反対の意見を申し述べたいと

思ひます。(拍手) 私は「原稿を持

つて読んでもさしつかえない」と呼ぶ

者あり) 持つてやるよりも持たずにし

やべつた方がいいかと思います。

大体、この食糧確保臨時措置法が提

案されましたことは、皆様御承知の通

りであります。その食糧確保臨時措置

法は、いかなるものであつたかと申し

ますと、御承知のように、最も強力に

食糧を統制するということである。そ

こで、それが昨年の暮れの議会におい

ますと、御承知のように、最も強力に

食糧を統制するということである。そ

こで、まだ会期があるにもかかわら

ず、ボッダム政令によつてこれを決定

いたしたのであります。しかばら、そ

れほど強力な統制が必要であつたにも

ますと、まだ会期があるにもかかわら

ず、ボッダム政令によつてこれを決定

いたしたのであります。しかばら、そ

は、この公団、管理法の一部を改正することに對して反対をいたす次第であります。（問題は反対なのか」と呼ぶあります）反対だ。反対ということは、つきりした。（笑声、拍手）

○議長（幣原喜重郎君） 高田富之君。

〔高田富之君登壇〕

○高田富之君 私は、日本共産党を代表いたしまして、たゞいま上程になつております油糧配給公団法の一部改正並びに食糧管理法の一部を改正する法律案に對しまして反対の理由を申し述べんとするものであります。

まず第一に油糧配給公団法の一部を改正する法律案であります。農業関係の公団につきましては、先般も經濟調査庁におきまして、相当多額の資金が発表されております。これにつきまして、委員会におきましては、さらに徹底的にこれを究明し、一部には、これがおそらく三十数億円も上のものではないかと言われておるほどでありますので、その内容を明らかにしない限り、公団を廃止するとか、あるいは改組するとかいうような法案の審議に入るることはできないということを主張しております。しかるに、ほとんどまだ内容等につきましても調査が徹底しておりません。現在食料品配給公団を廃止し、油糧配給公団法を改正するといふこの法案に對しましては、まずその点において反対せざるを得ない。

なお食料品配給公団の廃止につきましても、政府は、食料品の需給が非常に緩和されて来たということを前提にしておりますけれども、事実は、みそ、しょくゆにしましても、あるいは

の状態と比べまして、使用量は決してふえておるわけではないのであります。そこで、いよいよこの問題が、まだ六割程度というような状態であります。すべて政府の統制撤廃方式は、需要が緩和した、緩和したと言つておりますが、実際ににはまだ／＼非常に消費度が低い。問題は購買力を高めるということにあるにもかかわらず、ただちに統制撤廃でやります結果、かえつて生産者に対して非常な打撃を與え、恐慌を深める。購買力を一層低めるという結果になるのであります。まず第一に油糧配給公団法の現状は、自由党式統制撤廃の一つの現われであります。この点につきましても、われ／＼は反対せざるを得ない。

ことに乳製品のこときは、外国の乳製品がどんどん入つて参りまして、国内の酪農家に対する圧迫は非常に強化されておる。こういふうな点から、われ／＼は反対せざるを得ません。

それから、統制撤廃後のいも作農家に対する方策であります。これにつきまして、関係農業団体から非常に熾烈な要望が昨年以来なされいていましたが、かかる手を打つておらない。従いまして、もしこのままでは、簡単にただ買上げを制限するというような方法で突き放しますならば、いも作地帯におきましては、さなぎだにひどい農業恐慌の状態のもとにあら農家が、さらに非常な苦境に陥るということは、もう明らかであります。われ／＼は、政府がすみやかに十分な措置を講じまして——

第二に食糧管理法の一部を改正する法律案であります。この点につきましては、足鹿君は先ほど申されましたように、まず第一は、政府みずから法律をかつて踏みにじる。このことは

政府の常套手段であります。單にこ

ういった方法をとることに対しまして、まず反対の意を表明せざるを得ません。

それから、政府は四億万貫買上げを約束せんけれども……（何を言つたか）「その通り」と呼ぶ者あり）昨年度のいも類につきましては、全国のいも作農家はもちらんのこと、食糧調整委員会におきましても、政府の食糧行政には今後協力しないというような決議までやらざるを得ないほど、政府は一

は、この公団、管理法の一部を改正することに對して反対をいたす次第であります。（問題は反対なのか」と呼ぶあります）反対だ。反対ということは、つきりした。（笑声、拍手）

○議長（幣原喜重郎君） 高田富之君。

〔高田富之君登壇〕

○高田富之君 私は、日本共産党を代

表いたしまして、たゞいま上程になつております油糧配給公団法の一部改正並びに食糧管理法の一部を改正する法律案に對しまして反対の理由を申し述べんとするものであります。

まず第一に油糧配給公団法の現状は、自由党式統制撤廃の一つの現われであります。この点につきましても、われ／＼は反対せざるを得ない。

ことに乳製品のこときは、外

國の乳製品がどんどん入つて参りまして、国内の酪農家に対する圧迫は非常に強化されておる。こういふうな点から、われ／＼は反対せざるを得ません。

それから、統制撤廃後のいも作農家に対する方策であります。これにつきまして、関係農業団体から非常に熾烈な要望が昨年以来なされいていましたが、かかる手を打つておらない。従いまして、もしこのままでは、簡単にただ買上げを制限するというような方法で突き放しますならば、いも作地帯におきましては、さなぎだにひどい農業恐慌の状態のもとにあら農家が、さらに非常な苦境に陥るということは、もう明らかであります。われ／＼は、政府がすみやかに十分な措置を講じまして——

第二に食糧管理法の一部を改正する法律案であります。この点につきましては、足鹿君は先ほど申されましたように、まず第一は、政府みずから法律をかつて踏みにじる。このことは

政府の常套手段であります。單にこ

ういった方法をとることに対しまして、まず反対の意を表明せざるを得ません。

それから、政府は四億万貫買上げを約束せんけれども……（何を言つたか）「その通り」と呼ぶ者あり）昨年

度のいも類につきましては、全国のいも作農家はもちらんのこと、食糧調整委員会におきましても、政府の食糧行政には今後協力しないというような決議までやらざるを得ないほど、政府は一

つたのでありますから、農民の希望すこにこれを重大視せざるを得ないのであります。

大体、食糧管理特別会計の運用につきまして、政府は何ら自主性を持つておらない。自分で立てた計画をはるかに上まわらなければならぬようないふな法律無

方的にはみずから法律を棄棄して頼みたのでありますから、農民の希望すこにこれを重大視せざるを得ないのであります。

（略）

の状態と比べまして、使用量は決してふえておるわけではないのであります。そこで、いよいよこの問題は、まだ／＼非常に消費度が低い。問題は購買力を高めるということにあるにもかかわらず、ただちに統制撤廃でやります結果、かえつて生産者に対して非常な打撃を與え、恐慌を深める。購買力を一層低めるという結果になるのであります。まず第一に油糧配給公団法の現状は、自由党式統制撤廃の一つの現われであります。この点につきましても、われ／＼は反対せざるを得ない。

ことに乳製品のこときは、外國の乳製品がどんどん入つて参りまして、国内の酪農家に対する圧迫は非常に強化されておる。こういふうな点から、われ／＼は反対せざるを得ません。

それから、統制撤廃後のいも作農家に対する方策であります。これにつきまして、関係農業団体から非常に熾烈な要望が昨年以来なされいていましたが、かかる手を打つておらない。従いまして、もしこのままでは、簡単にただ買上げを制限するというような方法で突き放しますならば、いも作地帯におきましては、さなぎだにひどい農業恐慌の状態のもとにあら農家が、さらに非常な苦境に陥るということは、もう明らかであります。われ／＼は、政府がすみやかに十分な措置を講じまして——

第二に食糧管理法の一部を改正する法律案であります。この点につきましては、足鹿君は先ほど申されましたように、まず第一は、政府みずから法律をかつて踏みにじる。このことは

政府の常套手段であります。單にこ

ういった方法をとることに対しまして、まず反対の意を表明せざるを得ません。

それから、政府は四億万貫買上げを約束せんけれども……（何を言つたか）「その通り」と呼ぶ者あり）昨年

度のいも類につきましては、全国のいも作農家はもちらんのこと、食糧調整委員会におきましても、政府の食糧行政には今後協力しないというような決議までやらざるを得ないほど、政府は一

つたのでありますから、農民の希望すこにこれを重大視せざるを得ないのであります。

大体、食糧管理特別会計の運用につきまして、政府は何ら自主性を持つておらない。自分で立てた計画をはるかに上まわらなければならぬようないふな法律無

方的にはみずから法律を棄棄して頼みたのでありますから、農民の希望すこにこれを重大視せざるを得ないのであります。

（略）

なくても、はたして三百七十五万トンも貰えるかどうかわからない。そして、コマーシャル・アカウントによるものであつて、これは予定をしていだがで、そう心配するなどいふような口物でありますけれども、今政府が三百七十五万トンも貰えないかもしないほど、日本の輸出力を考えて、非常にこれは今の国力ではむづかしい。むづかしいほど大きな計画を立ててどん／＼輸入をし、またどん／＼これに對して輸出をしなければならぬという態勢に今國を置いているといふことは、これはいわゆる国をあげてのダンピングである。その基礎には、やはり非常な低い賃金と、また非常に低い農産物価値といふものが当然前提にならなければならぬし、またこういう形で飢餓貿易に全力をあげる結果、農村に対しましては、国家的な投資もほとんどできない。災害復旧もできなければ、農地改良もできなければ、何一つできない。政府融資もできない。見返り資金のごときも、本来ならば、外國から來るいわゆる援助物資なるものは、ほとんどその六、七割が食糧でありますから、食糧の自給度を高めるためにこの見返り資金を使うというのであれば話がわかる。そうすれば、見返り資金の半分以上は、当然わが國の農業を發展させるために、近代化するため、あるいは農地改良や、あるいは干拓、開墾をやるために使つてこそ、この食糧が援助されているという關係を早く断ち切ることのできる、自給度を高める方策であるにもかかわらず、現在見返り資金の中で、たつた三十億、しかも、これがわれくが考へても直

接関係のない国有林の山の中へ——木曾の山の中へつつ込む。こういうようなことは、わが國の針葉樹林の軍事的な価値を考えれば、きわめてこれが重大的なことなのである。

こういうようなことで、まつたく自己性のない食管法の運用のもとで、どんどんこの統制が緩和されて行く。今ここに出ましたこの法案に見るよう

に、農民の保護をまつたく考へない、外國の恐慌を輸入する方式で、どしどしこういつた統制の改廃が行われて行く。こうということは、わが國の農業を完全にこの犠牲にいたしまして、そうして外國食糧に永遠に依存せしめる、こういう態勢に持つて行く……。

○議長(鶴原喜重郎君) 高田君——高田君。

○高田富之君(総) 言いかえれば、わが國農業の植民化であります。

○議長(鶴原喜重郎君) 高田君。

○高田富之君(総) 私は、かかる買弁的の法案に対しましては心から反対せざるを得ないのであります。

○議長(鶴原喜重郎君) 高田君——時間が参りました。

小平忠君。

〔小平忠君登壇〕

○小平忠君 私は、ただいま議題となつておりまする油糧配給公団法の一部を改正する法律案並びに食糧管理法の一部を改正する法律案の両法案に対しまして、農民協同党を代表いたしまして反対の意見を申し述べたいと思いま

日本農村の現状といふものは、皆さん御承知のように、永年の苛酷なる供出に、さらに重税と農家の生産配給物の非常な不円滑、これら山積する問題から、まったく農家経済の破綻となり、本年度の農業經營の方法がまつたくつかないというよろ、まさに日本農業の危機の中に現在つつ込まれてゐるという現状であります。さらに、今日の農村の現状をどういうふうな観点において、かくあらしめたかといふと、これは特に第三次吉田内閣成立以来の農業政策を見るのに、それは昨年この議場においても論議されたごとく、食糧確保臨時措置法の一部を改正して超過供出を法制化し、これに強権供出をさせようとする政策をとるという暴政をとつておられるのであります。

このことについて私はさらにつぶやいておられるのであります。

このことについて私はさらにつぶやいておられるのであります。されば、わが國農業の植民化であります。

○議長(鶴原喜重郎君) 高田君——高田君。

○高田富之君(総) 私は、かかる買弁的の法案に対しましては心から反対せざるを得ないのであります。

○議長(鶴原喜重郎君) 高田君——時間が参りました。

小平忠君。

〔小平忠君登壇〕

○小平忠君 私は、ただいま議題となつておりまする油糧配給公団法の一部を改正する法律案並びに食糧管理法の一部を改正する法律案の両法案に対しまして反対の意見を申し述べたいと思いま

トの厖大な食糧輸入を計画し、さうに今回出されたこの食管法の改正のことは——昨年食確法に基くところのボ政令を出した、それをたな上げにしておいて、今度それとまつたくからは、供出を緩和する、すなわち統制をはずす、このよろ、食管法を出すに至つた農政については、私はまつたく疑問を持つのですが、さらにその内容と来たならば、供出を強化する、あるいは買上げをすると言つておきながら、たゞいままで各党の野党議員が論議されたように、実に農民をだまかして、うまいことを言つてまわつて農作物をつくらすが、あとはどうでもいい、こういう無責任な政策が、今までのこの改正の中に現われておる。これは現吉田内閣において重大なる責任を痛感してもらいたい。

特にいも類の買上げについては、これは四億万貫以内という言葉を使い、さらに今度の食管法の改正の中では、予算の範囲内といふ言葉を使つていて、農作物をつくらすが、あとはどうでもいい、こういう無責任な政策が、今までのこの改正の中に現われておる。これも政府は買上げの責任がある。されば、農民にはこれを売ることの義務はないのだという説明を、政府当局はされておるのであります。このよう

特にいも類の買上げについては、これが現吉田内閣において重大なる責任を痛感してもらいたい。

さらに、この食管法の一部改正をめぐりまして、いろいろ農林委員会でも論議されました。私は特に重要な点をまず一点指摘したい。その一点は、現在の農産物価格が、各位も御存じのように、農業再生産を償う価格ではない。非常な低米価で、農民は困つておる。これに対して、政府もあるいは與党たる自由党の諸君も、この農民の保護政策といふ問題について非常に关心を持たれて、超過供出に対する報償物資あるいは特別買上げ措置といつたような問題について、これは処置をされて参つたが、特に二十四年産米、麥あるいはいも類、これに対する報償物資の返品問題が現在露骨に現われて来ておる。農作物が安いから、これに對していも類耕作農民が安心をして、いも類の作付に從事できるかといふことを考へてみなければならぬと思ひます。戰後長い間、いも類のものは、日本の主食の重要な部分を占めて参つておる。特に東北、北海道のよ

うことを考へてみなければならぬ。これに対する政府は、いも類の作付転換なり、今後の処置について何らの政策もない。私は、この面について、さらに打開策を講じてもらわなければならぬことは、農林委員会を通じて強く指摘して参つたところであります。

さらに、この食管法の一部改正をめぐりまして、いろいろ農林委員会でも論議されました。私は特に重要な点をまず一点指摘したい。その一点は、現在の農産物価格が、各位も御存じのように、農業再生産を償う価格ではない。非常な低米価で、農民は困つておる。これに対して、政府もあるいは與党たる自由党の諸君も、この農民の保護政策といふ問題について非常に关心を持たれて、超過供出に対する報償物資あるいは特別買上げ措置といつたような問題について、これは処置をされて参つたが、特に二十四年産米、麥あるいはいも類、これに対する報償物資の返品問題が現在露骨に現われて来ておる。農作物が安いから、これに對していも類耕作農民が安心をして、いも類の作付に從事できるかといふことを考へてみなければならぬと思ひます。戰後長い間、いも類のものは、日本の主食の重要な部分を占めて参つておる。特に東北、北海道のよ

うことを考へてみなければならぬ。これに対する政府は、いも類の作付転換なり、今後の処置について何らの政策もない。私は、この面について、さらに打開策を講じてもらわなければならぬことは、農林委員会を通じて強く指摘して参つたところであります。

さらに、この食管法の一部改正をめぐりまして、いろいろ農林委員会でも論議されました。私は特に重要な点をまず一点指摘したい。その一点は、現在の農産物価格が、各位も御存じのように、農業再生産を償う価格ではない。非常な低米価で、農民は困つておる。これに対して、政府もあるいは與党たる自由党の諸君も、この農民の保護政策といふ問題について非常に关心を持たれて、超過供出に対する報償物資あるいは特別買上げ措置といつたような問題について、これは処置をされて参つたが、特に二十四年産米、麥あるいはいも類、これに対する報償物資の返品問題が現在露骨に現われて来ておる。農作物が安いから、これに對していも類耕作農民が安心をして、いも類の作付に從事できるかといふことを考へてみなければならぬと思ひます。戰後長い間、いも類のものは、日本の主食の重要な部分を占めて参つておる。特に東北、北海道のよ

うことを考へてみなければならぬ。これに対する政府は、いも類の作付転換なり、今後の処置について何らの政策もない。私は、この面について、さらに打開策を講じてもらわなければならぬことは、農林委員会を通じて強く指摘して参つたところであります。

さらに、この食管法の一部改正をめぐりまして、いろいろ農林委員会でも論議されました。私は特に重要な点をまず一点指摘したい。その一点は、現在の農産物価格が、各位も御存じのように、農業再生産を償う価格ではない。非常な低米価で、農民は困つておる。これに対して、政府もあるいは與党たる自由党の諸君も、この農民の保護政策といふ問題について非常に关心を持たれて、超過供出に対する報償物資あるいは特別買上げ措置といつたような問題について、これは処置をされて参つたが、特に二十四年産米、麥あるいはいも類、これに対する報償物資の返品問題が現在露骨に現われて来ておる。農作物が安いから、これに對していも類耕作農民が安心をして、いも類の作付に從事できるかといふことを考へてみなければならぬと思ひます。戰後長い間、いも類のものは、日本の主食の重要な部分を占めて参つておる。特に東北、北海道のよ

受取るはずがない。これに対しても、現在政治問題化しつつあるのであります。が、最近、ここ一両日の政府当局の考えは、まことに無責任きわまる考え方をとつております。

このようなことを一つ挙げてみて、私は、今後の農業政策について、つたぐ農民は、再び、かつての非常に生活に陥るということは、火を見るよりも明らかだと思うのであります。かかる観点に立つならば、この食管法の改正について、單なる部分的な点を改善するのだという政府の説明は、これは全然当らない。

特に公團について見ますに、公團問題については、農林委員会においても、この重要性にかんがみて小委員会をつくり、農林五公團の内容、今後の統制方式、存廃について、非常に掘り下げた議論をしておる。特に現在は、そのうちから五人の小委員会をあげて現地調査までしている。その中に、その結論もつかないうちに、これを一挙に出してしまふ。もちろん、三月三十一日でこの法が廃止になるといふの差違つた現状は私はわかつております。真にやむを得ない点はありますようが、このやり方については、これは私は、あくまでも政府を攻撃したい。委員会においても政府委員が非常に精勤しないといふようなことが影響しておるのであります。

さらに、この公團の廃止について、は、わが党初め自由党の諸君たちも、すみやかに廃止するということは持論である。そういう観点において、廃止

するのにはけつこうであるが、單に廃止だけではいけない。廃止をしたその跡始末を十分に考えなければならない。

さらに油糧配給公團法の一部を改正する法律案の内容にいたしましても、今日食料品配給公團法は存続の必要がないという見地から廃止するのだが、その中の砂糖を今度は油糧公團にくつけるという理由です。私は、機構を簡素化して、公團方式を大いに整理するということには賛成であるが、この砂糖局を油糧局に持つて来るところによつて二百八十名の公團職員を四百名にしなければならぬという理由はない。今日、公團職員は全国で約八万七千人おるこの公團職員の入会費だけで數十億いる。その結果、公團のマージンその他の経費が——現在供出価格は、一石当り米換算で四千二百五十円であります。が、消費者価格が六千七百五十円、すなわち、その供出価格と消費者価格の開きが二千五百円もある。こういったよろくな、農民には安い価格で食糧を供出せしめ、一般国民大衆には二千五百円も高い食糧を配給するといつたような矛盾は、このようすべらばうな公團方式、むだな公團方式をとつているから、そういう結果になるの

であるといふことを私は指摘したい。だけではありません。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

○謹長(幣原喜重郎君) 小平君、申合せの時間が参りました。以上のような観点にそなへて、油糧配給公團の一部が、時間があれませんから省略いたします。

さらに油糧配給公團法は存続の必要がある、そのことはわかる。水と油をちゃんとみまして、油糧配給公團の一部が、時間があれませんから省略いたします。

○小平忠君(総) 以上のよう観点に改めて公團を廃止して砂糖局を持つて行くといふことはわかる。水と油をちゃんとみまして、油糧配給公團の一部が、そのような筆法については断固反対しなければならぬ。

○謹長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。川野芳滿君、

明を許します。川野芳滿君、

式対策確立に関する決議案

長期産業資金調達促進のための株式対策確立に関する決議案

二 過剰株式を吸收保有する措置を講ずること。

三 株式金融を円滑化するため日本銀行の株式担保金融を実施すること。

四 投資大衆の保護措置を強化するとともに零細資金の安全投資をはかる機関として投資信託制度の復活を考慮すること。

五 信用供與制度の実施等株式市場機構の合理化をはかること。

六 適当な株価工作等投資大衆を犠牲とする行為を嚴重に取り締ること。

四 川野芳滿君登壇

○川野芳滿君 大だいま議題となりました株式対策確立に関する決議案に対して、提出者を代表いたしまして、御異議ありませんか。

○謹長(幣原喜重郎君) 御異議ありませんか。

○川野芳滿君 まだいま議題となりました株式対策確立に関する決議案に対して、提出者を代表いたしまして、御異議ありませんか。

府に要望する。

株式対策は、経済政策上の観点から総合的に推進されるべきであるが、政府は、当面の対策として先ず次の事項を直ちに実施して株仙の安定をはかり、産業の復興を促進すべきである。

一 経済情勢に即応し資本発行の総合調整をはかる措置を講ずること。

二 過剰株式を吸收保有する措置を講すること。

三 株式金融を円滑化するため日銀を講すること。

四 投資大衆の保護措置を強化すること。

五 信用供給制度の実施等株式市場機構の合理化をはかること。

六 適当な株価工作等投資大衆を犠牲とする行為を嚴重に取り締ること。

右決議する。

ただいま朗読いたしました案文について、少しく補足的な説明をいたしたいと存じます。

日本経済の再建にあたりまして、資本の蓄積は絶対に必要な条件であります。資本の蓄積の形式にはいろいろありますが、産業の復興にあたり長期資金の調達がその成否を決定すると言つてはございません。ところが、ドッジ・ラインの実施以来、長期産業資金の調達に關しまして証券市場に課せられた任務といふものは、まさに重大なものでございます。

ドッジ・ラインの直接にねらうことに課せられた任務といふものは、まさに重大なものでございます。

るは、御承知の通り通貨の安定であり、そのためとられました手段は、元資金を豊富にし、銀行の採算を通じて資金を合理的に配分しようとするものであります。しかるに、市中銀行は本来商業銀行でございまして、長期融資を担当するにはもとよりがありまして、戦後の資金構成は、戦前に比較いたしまして一段と安定性を欠いています。したがって、長期融資を担当するにはもとよりがありまして、市中銀行を通じての長期産業資金の調達に期待することはできません。従いまして、金詰りが深刻化するに連れましても、市中銀行を通じての長期産業資金の調達はいよいよ困難となります。そこでドッジ・ラインの原則に従いまして、長期産業資金の調達について証券市場、特に株式市場に求める部分がきわめて大となつたでございまして、長期資金の調達はいよいよ困難となります。特に企業再建築措置による増資の最後段階にあたつており、またドッジ・ラインを円滑に実施するための條件である輸出振興のために日本産業の設備を近代化しなければならないといふ状態にあるのでありますから、企業の増資の要求には、きわめて切実なもののがございます。これは、二十四年中の株式拂い込み金が、昨年の四百二十億円に対し二倍に近い八百二十二億円に及んでおる事実からもうかがうことができるのでございます。

しかるに、増資が本格化した昨年の秋に至りまして、戦後上昇を続けて来た株価は反対に崩落の一途をたどり、そのため一時株式恐慌ともいべき事態を引起したのであります。株価の崩落は新しい資本発行を困難にいたしましたから、企業の再建築措置や産業の合理化のための株式対策確立に関する決議案

は、御承知の通り通貨の安定であり、そのためとられました手段は、

元資金を豊富にし、銀行の採算を通じて資金を合理的に配分しようとするものであります。しかるに、市中銀行は

本来商業銀行でございまして、長期融

資を担当するにはもとよりがありありまして、市中銀行を通じての長期産業資金の調達はいよいよ困難となります。したがって、株式市場に期待することはできません。従いまして、長期融資を担当するにはもとよりあります。銀行にとつても、増資や起債を條

件に融資した部分が回収できないだけ

でなく、全般的に融資先の経営内容が悪化しておりますが、産業面における事態の逼迫は、銀行にとつても、増資や起債を條

件に融資した部分が回収できないだけ

なります。従いまして折柄、これは決して

楽観を許さない問題でござります。

かくして、株式市場に対しまして何

らかの対策を施し、株価の安定をはかる

ことは、資本主義経済体制が支配して

おります。今日においては、今後経済の

再建、産業復興の出発点であると言わ

ります。特にその役割をなす株式市

場の役割はきわめて重大でございま

す。しかし、市中銀行にも長期資金を期待す

ることが困難でありますから、株式市

場の役割はきわめて重大でございま

す。したがって、株式市場の地位が

一段と高められることになりましたの

で、証券行政もまた近代的な形態をと

ることになります。したがって、

この意味におきまして、国会におきま

しては、急速に株式対策として経

済の実質的な安定への前進を促進したい

と考えます。何とぞ本決議案に対しま

しては、皆さま方の熱烈なる御支援を

得て、満堂の賛成を賜わんことを切に

お願いする次第であります。(拍手)

○謹長(鶴原喜重郎君) これより討論

に入ります。田中織之進君。

【田中織之進君登壇】

○田中織之進君 私は、日本社会党を

代表いたしまして、ただいま上程に相

手によつてもたらされておる事実を輕

視し、経済基調の転換に備えて本格的

な対策を講ずる必要があつたにもかか

わらず、この点が見落されていたため

に、昨秋以降の株式恐慌ともいべき

事態を引起した苦しい経験にかかる

ところです。

この意味におきまして特に強調した

点は、單なる技術的な、あるいは応

急的な対策にとどまることなく、広く

経済政策の一部として、総合的な立場

なことは、きわめて重大な意義を持つ

ことになります。今日の経済機構

においては、景気昇降の具体的表現と

なつておる株式市場が恐慌に近い様相

を呈しておることは、幾多の問題が滞

在しておる折柄、すみやかに打開され

ねばならない重大な問題でございま

す。しかして、今日の経済体制のもとに

おきましては、長期資金調達の重要な

機関としての株式市場の意義を認めな

いわけに参らない。同様に、低落した

株価の回復が実現できない場合に予想

されると、長期資金の調達が経済の

いわけに参らない。同様に、低落した

株価の回復が実現できない場合に予想

されると、長期資金の調達が経済の

安定と再建を促進する大きな要件であ

ります。したがって、その役割になら見ま

ります。したがって、その役割

卷七

活用しなければならないのであります。この意味において、戦後によつ

の目的意識を持つた経済政策上の問題として株式市場対策を考えなければならぬと信するのであります。

現象であつて、インフレ収束期に入りました後、昨年の秋ごろまでは相当活況を呈したのであります。これは当時のインフレ高進に乗じて現われました。しかし、金詰まりから、投資資金が枯渉したり、あるいは、かえつて資金が市場から引上げられたりすることになります。特に戦後、財閥解体によります。そこで、株式所有者の層が、財閥から、わゆる大衆にかわって参りましたために、株価が低落するとともに、これをもちこたえることができない事実が発生いたしまして、一段と株価の低落に拍車をかける結果を来ておるのであります。従いまして、株式市場を通じて長期資金を調達するという建前をとるといったしますならば、インフレ収束期に備えた株式対策といふものを当然考へなければならぬと信ずるのであります。すなわち、ただいま川野氏から提案の理由に説明せられたのであります。が、ドツジ・ラインの実施によつて引きされた金詰まりが株式市場に影響を與えるであろうことは、これは当然予想されたことであります。従いまして、これに対する具体策を何ら考へることなく時日を空費して、ついに今日の株式恐慌を引起したことになります。これはまったく吉田内閣の責任と

言わなければならぬのであります。そもそも、ドッジ・ラインは、資本主義的な原則から見まするならば、これは正統的なインフレ収束の方策と言ふべきであります。従つて、日本経済の実情がこのやり方に耐えられますならば、資本主義的には一つの意味を持つて参るのであります。しかしながら、今日の情勢では種々深刻な問題が生じておるのであります。日本経済の実情に即応するところの修正が必要であります。ドッジ・ラインの修正が株式対策の根本であるといふことを私は申し上げたいのでござります。今日、長期資金調達の必要上、株式市場の意義を認めますならば、総合的な経済政策の一環として株式市場を取り上げることが至当であり、このについて、政府の施策の矛盾、つまり経済政策における合理性の欠如をわれは指摘しなければならないのです。言葉をかえて申しまするならば、自由資本主義を基本方針とする政府の政策には、日本経済の近代化の基礎である経済合理主義がまつたく認められておらないのです。経済合理主義の見地に立ちまするならば、日本の株式市場の不振をもたらした根本的な原因が資本の欠乏にあるといふことは明白であります。つまり、資本調達の必要額と、これを充足し得るとのアンバランスの問題であります。従いまして、株式市場に供給される式数が消化能力をはるかに越しておらかの方法において解消させる必要あるのであります。

となるべき証券業者自体がみずから
態勢を整えることが先決条件であると
思いますが、今日の証券業界は、き
わめてばら／＼な意見と行動によつて
動いておるようわれ／＼は考えるの
でありますて、この点に対する調整が
まず第一に必要であるということ。
第二には、昨秋行されました国税庁
の帳簿検査の結果にきわめて注目すべ
き事実が現われておるのであります
て、その一例といいたしまして、四大証
券を初めとして業者の資産内容や経理
状況の報告については嚴重な検討を要す
る問題が発生しております、また取引所の
役員の中にも、証券取引法によつて
禁止されておる手張り等を行つておる
といふことも從来からいわれておる
ところでござりますが、これららの問題に
対する処置も必要でございます。
第三には、幾たびか行われて参りま
したところの証券民主化運動によりま
して証券知識が普及いたしまして、大
衆が無批判的に株式を買う結果を今日
招いております。そのため、昨年の
秋以来の株価の低落によつて最も打撃
を受けたものが、これらの大衆でござ
いまするが、これに対する保護の施策を
といふものがまた重要な問題になつて
來るのであり、特にこの点では、ブレ
ミアムつきの優良株を社内で処分し
て、大衆にはほどんど提供しておらな
いといふこの事実についても、政府が
嚴重な監督をしなければならないと想
うのであります。

五番目には、資本発行にあたつて、民主化の見地からこれが適切なる処置を講ずること。

六番目には、資本発行にあたつて、
発行会社はあらかじめ規定の事項を証券取引委員会に届けることには相なつておりますが、資金調達後にこの届出事項の変更が行われております。
今日、これら投資家が知る由がないのであります。従いまして、投資家保護の見地から、これに対しましても、こうした届出事項の変更に伴う危険の教訓を講じなければならぬ点。

さらに、いわゆる場外市場として放置されておる自由市場には幾多の問題を生じておるのでありますて、証券取引の健全化をはかる意味において、これに対する処置も講じなければならない点。

さらに株式市場の公共的性格から考えておますならば、その構成に、定款にありますところの理事の四分の三、あるいは監事の三分の二以下の者は、会員である証券業者以外の者から選舉することに相なつておりますが、現在、議長以下二十二名の役員中、証券関係業者でない者は日本銀行の關係者一人にすぎないという事実に対しましても、取引所の公共的な性格から、その役員構成等の民主化についても、政府としては、ただちに手を打たなければならぬ問題が出ておるのであります。

さらに、昭和二十三年十一月以降の証券引受業務は証券業者の事業となりておるわけでござりますが、今日の証券引受機能を証券業者だけではとうてい果し得ない実情である点より、資金

調達の見地から、この引受機能の充実を
増大についても速急に施策を講ずること
とを私は政府に要求したいのであります
す。

よう、政府において格段の努力を拂われんことを強く要求いたしまして、

き将来必ず実行を期すつもりでおりま
す。

本年はラフカディオ・ハーン（小泉八雲）生誕百年にあたる。この時

拍手

二

本決議案に賛成の意思を表明するものであります。（拍手）

第五の信用供與に伴うレギュラー・
ウエイの導入につきましては、これも

にあたりわれらは眞に日本を理解し、日本を愛し、日本に関する幾多

五〇年、すなわち我が国の嘉永三年六月二十七日ギリシャに生れ、父は当時

さらに見返り資金による証券会社の増資が考えられるとして聞いておりまするが、個々の会社に国家資本を導入するよりも、売買市場の健全性を維持したしまして発行株式の消化を促進するということ、その方面に国家資本を利用することとは、これは自由党の諸君としても、私は理論的に一貫すると考えまするので、政府において、この点についての留意をはかつていただきたい。

○議長(鶴原喜重郎君) これにて討論を終局いたしました。
採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(鶴原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。(拍手)
この際大蔵政務次官から発言をを求められております。これを許します。大蔵政務次官水田三喜男君。

〔政府委員水田三喜男君登壇〕

現在努力中でございます。單に現物取引だけではなくて、健全なスペキュレーター、健全な投機取引を認めることが適正価格を形成するやえんでございまして、それを認めることによつて株式市場の本来の姿を再現させるといふことが、株式対策としましては何といつても根本的な対策の一つと思われますので、そういう、かなり根本的ないろいろの対策につきましては急速に準備を完了するつもりでありますから、

の著作をなして、これを世界に紹介した。この国際的文豪を顕彰すべきである。このことは、われら自らが己を再発見し、又この偉大な文豪がわれらに寄せた深き理解と愛情とに報いる所以であり、延いては現下我國に対する諸外国人の認識と同情とをからむ得る最大の時代的要務であると信する。よつてかかる意義ある顕彰は、速やかに國家がこれを企画し、且つ施行すべきである。

ギリシャ駐在の英國軍医チャーレズ・ブッシュ、ハーンで、母はギリシャ人ローザ・テツシマであります。二歳のとき父が西インドへ転任した折、母とともに、父の郷里アイルランドに渡つて父の一族に身を寄せ、四歳のころ、母が離別されてギリシャに帰国した後は、父の叔母に引取られて養育されました。十三歳のころから、英国の学校に約三年、フランスの学校に約一年学びましたが、父の叔母の破産が原因と

○政府委員(水田三喜男君) たゞいま
の御決議に関しましては、まつたく同
感でございます。

国会の御協力もなお一層お願いしてやまない次第でございます。(拍手)

第十八 ラフ カデイオ・ハーン
(小泉八雲)生誕百年記念事業に

閲する決議案（山本利壽君外百二十一名提出）

○議長(幣原喜重郎君)　日程第十八は
(委員会審査省略要求事件)

提出者より委員会の審査省略の申出があります。右申出の通り決するに御異

議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 認めます。 御異議なしと

日程第十八、ラフカディオ・ハーン
(小泉八雲)生誕百年記念事業に関する

決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。山本利壽君。

ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)
誕生百年記念事業に関する決議案

ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）
生誕百年記念事業に関する決議

な諸点についての政府の急速なる努力力を強く要請いたしまして、国民经济における証券業者の地位を認めるとき、そのあり方に対しまして嚴重な反省を求め、必要に応じては政府の監督と指導を強化いたしまして、証券業者がその重大な使命に即応する態勢を実現することによつて投資大衆の保護と資本蓄積の役割が十分に果され得る

官報号外 昭和二十五年三月二十九日

衆議院会議録第三十一号 ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)生誕百年記念事業に関する決議案

めることとなり、一八九〇年、才なわち明治二十三年四月、ハーンあこがれの日本渡来となつたのであります。

彼が日本に着いてみると、その文化は彼が想像した以上に複雑であり、その文化の根底は意外に深いということを察しまして、短期滞在の予定をなえて、日本内地に居住して、おもむろにこの国の研究に従事したいと決心したのであります。

た。／＼日本松江中学校で英語教師の欠員があり、当時東大教授でありましたチエンバレン氏等の推薦で、同年九月より、彼がその職についたのであります。彼が松江に赴任するや、それまでの外人教師とはまったく異なり、人種や宗教上の偏見などはみじんもなく、日本の国柄に対し心から尊敬の念を持ち、日本的な思想を外人には珍しいくらい深く理解し、学校においては、日本人が言語系統の異なる英語を習得することの困難さをよく了解して、その講義は懇切丁寧をきわめたので、松江における彼の人気はすばらしいものがありました。

明治二十四年十一月、熊本第五高等
学校に転じ、三年の後、神戸クロニク
ルの記者となり、二十九年九月には、
東京帝大文学部講師として再び教壇に
立ち、明治三十六年三月まで勤続、翌
三十七年四月、早稲田大学講師とな
り、その年九月二十六日の夕刻、突然
狭心症をもつて歿し、難司ヶ谷共同墓
地に葬られたのであります。

富士山や芸者ガールさえ、まだ世界
に広くは知られていないところから、彼は
日本に対する限りない愛と理解をも
つて、この国土の有するうるわしい風
光や、珍しい風俗習慣や、素朴な人々
の生活をつぶさに観察し、流麗にして
しかも無限の滋味あふるがことき彼
の文体に託して隨筆とし、論文とし、
物語として、世界の人々に紹介したの
であります。彼の作品は世界中に多
くの日本びいきをつくったものはない
ません。

彼の思想は、スベンサーの進化論的
哲学と仏教の輪廻説とが混然一体とな
したものであるといわれております
が、そのゆえにこそ、單にキリスト教
的觀点からのみ日本の文物を批評せら
れがちな世の中に、よくわが国の神道
を理解し、仏教を咀嚼して、わが国文化
の真髓を世界に知らしめたのであります
。また日本の素材に、彼の深い思索
と、眞実でうるわしい彼の人間性が吹
き込まれて、珠玉のような作品とな
り、その中に、われく日本民族の美
しさと尊さとを、われく自身が驚異の
眼をもつて発見し得るのであります。

次に、彼は外人には珍しい五尺にも
満たない体躯と、少年時代遊戲中に失
明した左眼と、近視二度半といふ不自
由な右眼の持主でありましたが、この

貧弱な肉体的條件にも屈せず、鋭敏な感情と驚くべき洞察力により、常に彼の情熱をたぎらせて、藝術味やたかなる作品を後世に残したのであります。また彼は、常に日常の行動において、不正、不義、卑劣、慘忍等の行いに対しては仮借なき反撃を示し、陰險邪惡の徒輩への限りない憎惡の念を、だれはばかることなく示しているのであります。彼こそ、敗戦の痛手にとかくくじけて自「」を失いがちな現在の日本国民に多大の教訓を與えるものと思うのであります。これらの觀点からしても、この偉大なる國際的文豪を顕彰することはわれらの要務であると考えるのであります。

彼にゆかりの地松江市においては、現に彼の旧居は保存されており、そのかたわらには、彼の遺品や原稿や著書や関係の文献などを納めた、ささやかながら記念館を設立しておるのであります。が、この際ハーベンに関する総合的、永久的記念施設を設け、彼の偉業を顕彰とともに、國際親善の強ききずなどいたしたいと切望いたしております。

今やこの要望は、松江市ののみならず各方面に起り、東大の名譽教授市河三喜博士、関西日仏協会会長マーセル・ロバート氏その他多数の内外著名の士によつてハーン生誕百年記念事業実現の委員会が組織せられ、また參議院においては記念事業に関する請願書が審議採択せられんとしていると聞きます。わが衆議院におきましても、文化に理解深き諸君の御賛同によりまして本決議案が満場一致可決せられますよう懇願いたして、この説明を終る次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これより討論に入ります。松澤兼人君。
〔松澤兼人君登壇〕

○松澤兼人君 ただいま上程されまし
たラフカディオ・ハーン氏の生誕百年
記念事業に關する決議案に對しまし
て、簡単に賛成の理由を申し上げたい
と存ずるのであります。

決議の内容は提案者より説明があつ
た通りでありまして、わが国文化の現
状より見まして、文化財の保存顕彰の
必要があることは申すまでもないこと
であります。将来日本が平和愛好国と
して國際社会に參加しようとしておる
現在、さきに国会においては湯川博士
の業績の選奨が議決せられ、また文化
財の保存の決議もなされておるのであ
りまして、国会がかかる文化的な問題
に対し深い関心を持つことを表明して
おりますことは、きわめて欣快にたえ
ないところであります。世界の眼は、
おそらくわが国の戦争放棄が、いかな
る形において、いかなる方法において
実現しつつあるかを見ようとしている
のではないかと思うのであります。國
民、ことに将来のわが國の運命をにな
うべき青少年が、わが國の文化的な遺
産につき深い関心と認識を持ち、将来
の文化建設に寄與する自信と熱意を持
つことにわれくは大きな興味を持つ
のみでなく、これに対し協力をなさな
ければならないのであります。特に外
国人には理解容易であり、血のつなが
りのある外国人のわが國における業績
とその生涯についてこれを内外に紹介
し、その事蹟を顯彰することの意義
は、きわめて大きなものがあると信ず
るのであります。

ラフカディオ・ハーン氏が日本に来朝したのは明治二十三年、一八九〇年でありまして、ハーン氏は、日本の文化の意外に複雑であつて、しかも根底の深いものであることを見出し、風土の美しさと国民性の純良さを喜び、日本に居住する決意を固め、日本研究を始めたのであります。この傾倒がいかに深いものであつたかは、彼が日本婦人と結婚し、日本に帰化するに至つたことによつても明瞭にうかがわれるのであります。

明治二十三年、松江中学校の教師となり、校務の余暇をさして国史の研究をなし、日本文化の由来の探求に着手し、翌二十四年には、熊本に招かれて第五高等学校に教鞭をとり、数年間学生に英文学を講じたのであります。後、クロニクル新聞の記者となつて、日本に関する多くの著作を内外に発表いたしました。それらのうち著名なものは「知られざる日本の面影」「東の國より」などがあるのであります。明治二十九年には、東京大学より招かれ、文部省に於て文學部の講師となり、爾來三十六年に至るまで孜々として英文学の講義に努めたのであります。わが國英文學界及び文芸における数多くの先達がハーン氏の門下より生れておることは、きわめて高く評価されなければならない事実であります。さらに當時、國際的には日本に対する認識がはなはだ低い段階であったことを考へるならば、ハーン氏の流麗な文体をもつて、日本人及び日本人に深い愛情を持ち、日本に關する数多くの研究を發表し、伝説、風俗の描寫、隨筆等をもつて、歐米人にきわめて日本に対する大きな興味を

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○法律案(内閣提出) 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

教育委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案の両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出) 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

新聞及び時事について出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの方に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成

新聞及び時事研究並びにこれに従事する者の指導及本邦に関する

を

について出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの方に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成

に改める。

史料の研究、編さん及び出版

第五條中

東北大学

理学部

医学部

農学部

金沢大学

医学部

農学部

新潟大学

医学部

を

理学部

医学部

農学部

山梨大学

医学部

農学部

静岡大学

医学部

農学部

を

東北大学

理学部

医学部

農学部

山形大学

理学部

医学部

農学部

信州大学

理学部

医学部

農学部

新潟大学

を

秋田大学

理学部

医学部

農学部

秋田大学

理学部

医学部

農学部

山梨大学

理学部

医学部

農学部

新潟大学

を

山形大学

理学部

医学部

農学部

山形大学

理学部

医学部

農学部

山梨大学

理学部

医学部

農学部

新潟大学

を

東京大学

理学部

医学部

農学部

東京大学

理学部

医学部

農学部

山梨大学

理学部

医学部

農学部

新潟大学

を

東京大学

理学部

医学部

農学部

東京大学

理学部

医学部

農学部

山梨大学

理学部

医学部

農学部

新潟大学

を

東京大学

理学部

医学部

農学部

東京大学

理学部

医学部

農学部

山梨大学

理学部

医学部

農学部

新潟大学

を

東京大学

理学部

医学部

農学部

東京大学

理学部

医学部

農学部

山梨大学

理学部

医学部

農学部

新潟大学

を

東京大学

理学部

医学部

農学部

東京大学

理学部

医学部

農学部

山梨大学

理学部

医学部

農学部

新潟大学

を

東京大学

理学部

医学部

農学部

東京大学

理学部

医学部

農学部

山梨大学

理学部

医学部

農学部

新潟大学

を

廣島大学	理学部	附属臨海実験所
徳島大学	医学部	附属病院、看護婦養成施設

廣島大学	理学部	附属臨海実験所
山口大学	農学部	附属農場

に、

改める。

第十二条中「別表第一から第三まで」を「別表第一及び第二」に改め
る。

附則第五項中「東京医学専門学校は、昭和二十五年三月三十一日まで、」及び「東京医学専門学校を削る。

附則第六項を削り、附則第九項中「別表第四」を「別表第三」に改め、附則第七項を附則第六項とし、以下附則第十項までを「項づつ繰り上げる。附則第十一項及び附則第十二項を削り、附則第十三項を附則第十項とし、附則第十四項を附則第十一項とする。附則第十五項を次のように改める。

12 第四章に規定する国立の各種学校は、東京教育大学に附置されて昭和二十六年三月三十一日まで存続するものとし、当該各種学校に置かれる職員の定員は、東京教育大学の職員の定員に含まれるものとする。
別表第一北海道大学の項中「一、五七二人」を「一、五三九人に、同表北海道学芸大学の項中「六六〇人」を「六七九人に、同表至蘭工業大学の項中「一四七人」を「一六一人」に、同表小樽商科大学の項中「九八人」を「一〇〇人に、同表

弘前大学の項中「八二人」を「八七〇人に、同表東北大学の項中「三、九七七人」を「三、九八六人に、同表山形大学の項中「五五八人」を「五九五人に、同表福島大学の項中「四一六人」を「四三〇人に、同表群馬大学の項中「八九七人」を「九四六人」に、同表千葉大学の項中「一、六一八人」を「一、六四九人に、同表東京大学の項中「五、八六七人」を「五、八六五人に、同表东京教育大学の項中「九四五人」を「一、一二〇人に、同表東京工業大学の項中「九一八人」を「九二三人」に、同表新潟大学の項中「一、四九一人」を「一、五一五人に、同表金沢大学の項中「一、七〇三人」を「一、六九七人」に、同表信州大学の項中「一、一一九人」を「一、三〇四人」に、同表名古屋大学の項中「一、九四〇人」を「一、八九九人に、同表名古屋工業大学の項中「一七八人」を「二〇九人」に、同表京都大学の項中「三、四一四人」に、同表京都学芸大学の項中「三一九人」を「三三三人」に、同表大阪工業大学の項中「二、五三一人に、同表大阪大学の項中「一、五七九人」を「二、五三一人」に、同表神戸大学の項中「一、〇一五人」を「一、

〇一九人」に、同表奈良女子大学の項中「二、三三六人」を「二三八人に、同表島根大学の項中「八〇九人」を「八五七人に、同表岡山大学の項中「一、三七四人」を「一、三九五人」に、同表広島大学の項中「一、三〇九人」を「一、三四三人に、同表山口大学の項中「六七〇人」を「六九三人に、同表徳島大学の項中「八六三人」を「九一二人」に、同表高知大学の項中「三六五人」を「三六八人に、同表九州大

の項中「二、八七九人」を「二、八九七人に、同表長崎大学の項中「一、一五六人」を「一、一六〇人に、同表熊本大学の項中「一、四八四人」を「一、四四二人に、同表宮崎大学の項中「四二五人」を「四五七人」に、同表鹿児島大学の項中「八二三人」を「八二七人に改める。別表第二説明電波高等学校の項中「五〇人」を「六三人」に改める。

別表第三を次のように改める。
別表第四を次のように改める。

(別表第三)

附則第五項に掲げる 学校の名称	上欄の学校に置かれる職員の定員
東京医科大学	七九二人
大阪工業専門学校	八七人
大阪青年師範学校	三九人

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則 第五項に次の但書を加え
第百七十号の一部を次のように改
正する。

教育委員会法(昭和二十三年法律
第八條第一項に次の但書を加え
第百七十号)の一部を次のように改
正する。

但し、委員の任期満了の日以前
に通常選挙を行つた場合において
は、前任者の任期満了の日の翌日
から、これを起算する。

第十條第一項を次のように改め
る。

教育委員会法の一部を改正する
法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

教育委員会法の一部を改正する法
律案

教育委員会法の一部を改正する
法律案

国会の議員、地方公共団体の議員(第七條第三項の委員たる議員を除く)、常勤の国家公務員及び地方公務員並びにその就任について国会又は地方公共団体の議会の選挙、議決又は同意を必要とする国家公務員及び地方公務員は、教育委員会の委員を兼ねることができない。

第十五條を次のように改める。

別表第三を削る。

別表第四を次のように改める。

別表第五を次のように改める。

別表第六を次のように改める。

別表第七を次のように改める。

別表第八を次のように改める。

別表第九を次のように改める。

別表第十を次のように改める。

別表第十一を次のように改める。

別表第十二を次のように改める。

別表第十三を次のように改める。

別表第十四を次のように改める。

別表第十五を次のように改める。

別表第十六を次のように改める。

別表第十七を次のように改める。

別表第十八を次のように改める。

別表第十九を次のように改める。

別表第二十を次のように改める。

別表第二十一を次のように改める。

別表第二十二を次のように改める。

別表第二十三を次のように改める。

別表第二十四を次のように改める。

別表第二十五を次のように改める。

別表第二十六を次のように改める。

別表第二十七を次のように改める。

別表第二十八を次のように改める。

別表第二十九を次のように改める。

別表第三十を次のように改める。

別表第三十一を次のように改める。

別表第三十二を次のように改める。

別表第三十三を次のように改める。

別表第三十四を次のように改める。

別表第三十五を次のように改める。

別表第三十六を次のように改める。

別表第三十七を次のように改める。

別表第三十八を次のように改める。

別表第三十九を次のように改める。

別表第四十を次のように改める。

別表第四十一を次のように改める。

別表第四十二を次のように改める。

別表第四十三を次のように改める。

別表第四十四を次のように改める。

別表第四十五を次のように改める。

別表第四十六を次のように改める。

別表第四十七を次のように改める。

別表第四十八を次のように改める。

別表第四十九を次のように改める。

別表第五十を次のように改める。

別表第五十一を次のように改める。

別表第五十二を次のように改める。

別表第五十三を次のように改める。

別表第五十四を次のように改める。

別表第五十五を次のように改める。

別表第五十六を次のように改める。

別表第五十七を次のように改める。

別表第五十八を次のように改める。

別表第五十九を次のように改める。

別表第六十を次のように改める。

別表第六十一を次のように改める。

別表第六十二を次のように改める。

別表第六十三を次のように改める。

別表第六十四を次のように改める。

別表第六十五を次のように改める。

別表第六十六を次のように改める。

別表第六十七を次のように改める。

別表第六十八を次のように改める。

別表第六十九を次のように改める。

別表第七十を次のように改める。

別表第七十一を次のように改める。

別表第七十二を次のように改める。

別表第七十三を次のように改める。

別表第七十四を次のように改める。

別表第七十五を次のように改める。

別表第七十六を次のように改める。

別表第七十七を次のように改める。

別表第七十八を次のように改める。

別表第七十九を次のように改める。

別表第八十を次のように改める。

別表第八十一を次のように改める。

別表第八十二を次のように改める。

別表第八十三を次のように改める。

別表第八十四を次のように改める。

別表第八十五を次のように改める。

別表第八十六を次のように改める。

別表第八十七を次のように改める。

別表第八十八を次のように改める。

別表第八十九を次のように改める。

別表第九十を次のように改める。

別表第九十一を次のように改める。

別表第九十二を次のように改める。

別表第九十三を次のように改める。

別表第九十四を次のように改める。

別表第九十五を次のように改める。

別表第九十六を次のように改める。

別表第九十七を次のように改める。

別表第九十八を次のように改める。

別表第九十九を次のように改める。

別表第一百を次のように改める。

別表第一百一十を次のように改める。

別表第一百一十一を次のように改める。

別表第一百一十二を次のように改める。

別表第一百一十三を次のように改める。

別表第一百一十四を次のように改める。

別表第一百一十五を次のように改める。

別表第一百一十六を次のように改める。

別表第一百一十七を次のように改める。

別表第一百一十八を次のように改める。

別表第一百一十九を次のように改める。

別表第一百二十を次のように改める。

別表第一百二十一を次のように改める。

別表第一百二十二を次のように改める。

別表第一百二十三を次のように改める。

別表第一百二十四を次のように改める。

別表第一百二十五を次のように改める。

別表第一百二十六を次のように改める。

別表第一百二十七を次のように改める。

別表第一百二十八を次のように改める。

別表第一百二十九を次のように改める。

別表第一百三十を次のように改める。

別表第一百三十一を次のように改める。

別表第一百三十二を次のように改める。

別表第一百三十三を次のように改める。

別表第一百三十四を次のように改める。

別表第一百三十五を次のように改める。

別表第一百三十六を次のように改める。

別表第一百三十七を次のように改める。

別表第一百三十八を次のように改める。

別表第一百三十九を次のように改める。

別表第一百四十を次のように改める。

別表第一百四十一を次のように改める。

別表第一百四十二を次のように改める。

別表第一百四十三を次のように改める。

別表第一百四十四を次のように改める。

別表第一百四十五を次のように改める。

別表第一百四十六を次のように改める。

別表第一百四十七を次のように改める。

別表第一百四十八を次のように改める。

別表第一百四十九を次のように改める。

別表第一百五十を次のように改める。

別表第一百五十一を次のように改める。

別表第一百五十二を次のように改める。

別表第一百五十三を次のように改める。

別表第一百五十四を次のように改める。

別表第一百五十五を次のように改める。

別表第一百五十六を次のように改める。

別表第一百五十七を次のように改める。

別表第一百五十八を次のように改める。

別表第一百五十九を次のように改める。

別表第一百六十を次のように改める。

別表第一百六十一を次のように改める。

別表第一百六十二を次のように改める。

別表第一百六十三を次のように改める。

別表第一百六十四を次のように改める。

別表第一百六十五を次のように改める。

別表第一百六十六を次のように改める。

別表第一百六十七を次のように改める。

別表第一百六十八を次のように改める。

別表第一百六十九を次のように改める。

別表第一百七十を次のように改める。

別表第一百七十一を次のように改める。

別表第一百七十二を次のように改める。

別表第一百七十三を次のように改める。

別表第一百七十四を次のように改める。

別表第一百七十五を次のように改める。

別表第一百七十六を次のように改める。

別表第一百七十七を次のように改める。

別表第一百七十八を次のように改める。

別表第一百七十九を次のように改める。

別表第一百八十を次のように改める。

別表第一百八十一を次のように改める。

別表第一百八十二を次のように改める。

別表第一百八十三を次のように改める。

別表第一百八十四を次のように改める。

別表第一百八十五を次のように改める。

別表第一百八十六を次のように改める。

別表第一百八十七を次のように改める。

別表第一百八十八を次のように改める。

別表第一百八十九を次のように改める。

別表第一百九十を次のように改める。

別表第一百九十一を次のように改める。

別表第一百九十二を次のように改める。

別表第一百九十三を次のように改める。

別表第一百九十四を次のように改める。

別表第一百九十五を次のように改める。

別表第一百九十六を次のように改める。

別表第一百九十七を次のように改める。

別表第一百九十八を次のように改める。

別表第一百九十九を次のように改める。

別表第一百二十を次のように改める。

別表第一百二十

但し、同法第七十二条第一項において選用する衆議院議員選挙法

(大正十四年法律第四十七号) 第百四十條第四項中「都道府県ノ選挙管理委員会」とあるのは、地方自

治法第百五十五條第二項の市の教育委員会の委員の選挙について

は、「当該市の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

同條に次の一項を加える。

2 地方自治法第七十二条第一項において準用する衆議院議員選挙法

第九条但書の規定は、前項の規定にかかわらず、同項の市の教育委員会の委員の選挙の運動については、これを準用しない。

第一八条中「地方自治法に定める」を創る。

第一九条第二項中「前項」を「選挙による委員」に改め、同條に次の二項を加える。

3 第七條第三項の規定による委員の解職の請求に関しては、地方自治法に定める同法第八十八條第二項に規定する委員の解職の請求の例による。

第一九条第二項を次のように改める。

(委員の服務等)

第三十二條 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

第三十九条の次に次の二項を加える。

(会議録)

第三十九条の二 教育委員会の會議

の次第は、すべて会議録に記載しなければならない。

2 前項の会議録について必要な事項は、教育委員会規則で、これを定める。

第四十二条 削除

第四十四条第一項中「会計及び」を削る。

第四十五条第一項中「指導主事、」を「指導主事並びに」に、「建築その他必要な事項に関する専門職員並びにその他必要な事務職員」を「学校保健、建築その他の事項に関する事務又は技術に従事する必要な事務職員及び技術職員」に改め、同條第四項中「並びに学校の事務職員」を「特殊な事務又は技術専門職員」を次のように改める。

第四十六条 削除

第四十七条を次のように改める。

第四十八条 削除

第五十条中「都道府県委員会は、前條各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に対し、助言と推薦を求めることができる。」を「教育委員会の権限に属する事務のうち、左に掲げるものは、都道府県委員会のみが、これを行う。」に改める。

第五十一条中「都道府県委員会は、前條各号に掲げる事務を行う外、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に対し、助言と推薦を求めることができる。」を「教育委員会の権限に属する事務のうち、左に掲げるものは、都道府県委員会のみが、これを行う。」に改める。

第五十二条中「左の事務を行ふ。但し、この場合において、教育長に委任し、又はこれを代理して、同條第一号中「設置」の下に「、管理」を加え、同條第一号を次のように改める。

二 学校その他の教育機関の用に供し、又は用に供するものと決定した財産(教育財産といふ)の取扱い、管理及び処分に關すること。

第五十三条第一項中「別に教育公務員の任免等に関して規定する法律」を「教育公務員特例法(昭和二十四年法律

第一号)」に、同條第七号中「教員その他教育関係職員」を「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員」に、同條第八号中「実施の指導」を「実施に、同條第九号中「整備計画」を「整備」に改め、同條第十八号中「法律に別段の定のない、」を削り、同條第十六号を同條第十九号とし、以下三号ずつ繰り下げ、同條第十五号の次に次の三号を加える。

十六 校長、教員その他の教育職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、福利及び厚生に関すること。

十七 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

十八 学校環境の衛生管理に関すること。

十九 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

二十 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

二十一 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

二十二 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

二十三 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

二十四 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

二十五 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

二十六 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

二十七 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

二十八 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

二十九 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

三十 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

三十一 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

三十二 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

三十三 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

三十四 学校の保健計画の企画及び実施に關すること。

第五十二条の次に次の三條を加える。

(事務の委任及び臨時代理)

第五十二条第一項を次のように改める。

2 教育委員会規則その他の教育委員会の定める規程で公表を要するものは、一定の公告式により、これを公布しなければならない。

第三条に次の二條を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任し、又はこれを臨時に代理させることができる。

3 教育長は、前項の規定により委任された事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任し、又はこれを臨時に代理させることができる。

3 教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の事務を処理するすべての教育事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会の行うすべての教育事務につき、助言し、推奨することができる。

3 教育長は、教育委員会の事務局の事務を総括し、及びその職員を指揮監督する。

4 教育長は、自己の身分取扱についての議事が行われる場合を除く外、教育委員会のすべての会議に出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わることができない。

5 教育長は、その事務執行に関し、出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わることができない。

6 教育長は、その事務執行に関し、出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わることができない。

7 教育長は、その事務執行に関し、出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わことができない。

8 教育長は、その事務執行に関し、出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わことができない。

9 教育長は、その事務執行に関し、出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わことができない。

10 教育長は、その事務執行に関し、出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わことができない。

11 教育長は、その事務執行に関し、出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わことができない。

12 教育長は、その事務執行に関し、出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わことができない。

13 教育長は、その事務執行に関し、出席しなければならない。この場合、教育長は、議事について発言することができるが、選挙及び議決に加わことができない。

但し、命令及び監督をしてはならない。

第五十三条第二項を次のように改める。

2 教育委員会規則その他の教育委員会の定める規程で公表を要するものは、一定の公告式により、これを公布しなければならない。

第三条に次の二條を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任し、又はこれを臨時に代理させることができる。

3 教育長は、前項の規定により委任された事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任し、又はこれを臨時に代理させることができる。

2 教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の事務を処理するすべての教育事務をつかさどる。

3 教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の事務を処理するすべての教育事務をつかさどる。

2 保健所は、学校環境の衛生管理のための配給物資の管理及び利用に関する事項に關すること。

3 保健所は、学校の保健の実施に關すること。

2 保健所は、学校環境の衛生、学校の保健に関する資料の提供その他の事項に對し、保健所の協力を求めるものとする。

に従わなければならない。

第五十八条の次に次の一條を加える。

第五十八条の二 教育委員会の所掌に係る既定予算を追加し、更正し、又は暫定予算を調製する場合においては、前三條の例による。

第六十条に次の二項を加える。

2 地方公共団体の長は、教育事務に関する收入について、收入を命令する権限を当該地方公共団体の教育委員会に委任することができ

る。第六十一条の見出しを「(地方公共団体の議会及び長との関係)」に改め、同條中「左のものに関する議案」を「左に掲げる事項その他教育事務に関するものの議案」に、同條第四号中「第六十六条第一項」を「第六十六条第三項」に改める。

第六十二条中「前條各号の事件」を「前條に規定する事件」に改める。

第六十三条の次に次の三條を加える。

第六十三条の二 地方公共団体の長は、第六十一条に規定する事件の議案の原案の送付を受けたときは、すみやかに議案を作成し、これを地方公共団体の議会に提出しなければならない。

第六十三条の三 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十三条の四 学校その他の教育機関が廃止される場合には、教育機関が廃止される場合には、教育委員会は、當該教育機関の使用する教育財産の廃止後の用途について、あらかじめ、地方公共団体の長と協議するものとする。

委員会は、當該教育機関の使用する教育財産の廃止後の用途について、あらかじめ、地方公共団体の長と協議するものとする。

第六十六条から第六十八条までを次のように改める。

(学校その他の教育機関の職員)

第六十六条 教育委員会の所管に属する学校に、校長、教員並びに必要な事務職員及び技術職員を置く。

2 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関に、必要な事務職員及び技術職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、法律又は政令に別段の定がある場合の外、当該地方公共団体の条例で、これを定めなければならない。

(教育長等の身分取扱)

第六十七条 前條第一項及び第二項に規定する学校その他の教育機関の事務職員及び技術職員は、教育長の推薦により、教育委員会がこれを任命する。

第六十八条 削除

第六十九条から第七十七条まで

3 第七十九条の規定は、前項の規定により教育委員会が成立した場合について、これを準用する。

4 第七十九条第一項を次のように改め

大坂市、京都市、名古屋市、神戸市及び横浜市(五大市といふ。以下同じ。)並びに既に教育委員会を設置しているその他の市以外の市は昭和二十五年十一月一日又は昭和二十七年十一月一日に、町村(既に教育委員会を設置している町村を除く。)は昭和二十七年十一月一日に、それぞれ教育委員会を設置しなければならない。

第五十条を次のように改める。

第六十条 削除

第六十一条本文を次のように改め

第六十一条の二 地方公共団体の長は、第六十一条に規定する事件の議案の原案の送付を受けたときは、すみやかに議案を作成し、これを地方公共団体の議会に提出しなければならない。

第六十一条の三 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の四 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の五 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の六 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の七 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の八 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の九 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第八十八条 第七十條第一項の規定により教育委員会を設置しようと規定する給料、退職料その他の給與を支給しなければならない。

第六十九条から第七十七条までを次のように改める。

2 地方自治法第二百六條の規定は、前項の給與について、これを準用する。

3 第七十條第一項を次のように改め

大坂市、京都市、名古屋市、神戸市及び横浜市(五大市といふ。以下同じ。)並びに既に教育委員会を設置しているその他の市以外の市は昭和二十七年十一月一日に、町村(既に教育委員会を設置している町村を除く。)は昭和二十七年十一月一日に、それぞれ教育委員会を設置しなければならない。

第五十一条を次のように改める。

第六十条 削除

第六十一条の二 地方公共団体の長は、第六十一条に規定する事件の議案の原案の送付を受けたときは、すみやかに議案を作成し、これを地方公共団体の議会に提出しなければならない。

第六十一条の三 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の四 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の五 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の六 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の七 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の八 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の九 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十一 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十二 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十三 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十四 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十五 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十六 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十七 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

市」とあるのは「当該市町村」と読み替えるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 史蹟名勝天然紀念物保存法(大正八年法律第四十四号)の一部を改正する。

3 第一條第二項及び第三條中「地方長官」を「都道府県ノ教育委員会」に改める。

4 第四項の規定に準じて、教育委員会の会議を招集し、その年の十一月一日に最初の会議を開かなければならない。

5 第二項を次のように改め

第六十一条第一項を次のように改め

第六十一条の二 地方公共団体の長は、第六十一条に規定する事件の議案の原案の送付を受けたときは、すみやかに議案を作成し、これを地方公共団体の議会に提出しなければならない。

第六十一条の三 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の四 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の五 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の六 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の七 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の八 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の九 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十一 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十二 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十三 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十四 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十五 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

第六十一条の十六 第六十一条に規定する事件については、地方公共団体の長は、同條の規定による教育委員会の原案の送付をまつて、当該事件に係る議案を地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

大八四

くなる国立学校を削除し、大学の付属研究所を新設しましたは併合いたしますとともに、国立の各種学校を東京教育

大学に付設すること等であります。また以上のことを改正せられますために、結局四百九一名の職員の定員が増員と相なるのでございます。

次に審議の経過について申し上げます。三月三日に本委員会に付託となりましてから、六回にわたる慎重なる審議の結果、自由党の高木章君より修正案が提出されました。

次いで討論に入り、共産党的今野武雄君より反対意見を述べられましたが、修正案について採決の結果、多数をもつて可決せられ、次に修正部分を除く原案について可決せられ、これまた修正案をもつて可決せられました。

次に、たゞいま議題となりました教育委員会法の一部を改正する法律案について、文部委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず政府原案の要旨のおもなる点を御説明申し上げます。

その第一は、地方委員会の設置の時期を昭和二十七年度まで延期することにいたしまして、今回は市と特別区についてのみ昭和二十五年度または昭和二十七年度にこれを設置しようとするものであります。

第二は、教育委員会の職務权限の明確化をはかつた点であります。学校その他の教育機關の建築、營繕の実施について教育委員会の責任及びその実施方法を明づかにしようとしましたこと並びに学校の保育計画に関する権限及び教育事務に関する收入の命令権を有す

るようにしてること等について規定しておるのであります。

次に第三としましては、教育委員会と教育長との関係について、両者本来の機能を明確にしようとしている点であります。

以上が本案の大要でございますが、文部委員会においては熱心なる審議が行われ、自由党の水谷昇君より本案に対する修正案が提出されました。

次いで討論に入り、共産党的今野武雄君より反対意見が述べられて後、採決に入り、まず修正案は多数をもつて可決いたしました。次に修正案を除く原案につきまして採決いたしましたところ、これまた多数をもつて可決いたしました。よつて本法案は修正議決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手) ○議長(幣原喜重郎君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれ修正であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数よつて両案とも委員長報告の通り決しました。

連合国軍人等住宅公社法案(内閣提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、連合国軍人等住宅公社法案を議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

連合国軍人等住宅公社法案

連合国軍人等住宅公社法案

「異議なし」と呼ぶ者あり】

2 公社は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要の地に從たる事務所を置くことができる。

及び第五十四条の規定は、公社に適用する。

第二章 役員及び職員

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程に追加せられました。

連合国軍人等住宅公社法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長浅利三朗君。

連合国軍人等住宅公社法案

連合国軍人等住宅公社法案

〔米国対日援助見返資金の運用〕

第四條 公社は、基本金を有しない。

第五條 政府は、米国対日援助見返資金特別会計法(昭和二十四年法律第四十号)第四条に規定する目的の外、米国対日援助見返資金(以下「援助資金」という。)を公社が住宅を建設するため必要な資金に運用することができます。

2 前項の規定により運用された援助資金は、公社の借入金とする。

第六條 公社は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政

令で定める事項について、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の登記を必要とする事項は、登記後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 監事は、公社の業務を監査する。

第七條 公社には、所得税及び法人税を課さない。

第八條 公社でない者は、連合国軍人等住宅公社という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

第九條 公社には、所得税及び法人税を課さない。

第十條 公社に、役員として理事長

第一條 連合国軍人等住宅公社は、連合国占領軍の軍人及び連合国占領軍に附屬し、又は随伴する連合國人並びにこれらの者の家族(以下「連合国軍人等」という。)の使用する住宅(以下「住宅」という。)を建設して、これを連合国軍人等に賃貸することを目的とする。

〔法人格〕

第二條 連合国軍人等住宅公社(以下「公社」という。)は、公法上の法人とする。

〔事務所〕

第三條 公社は、主たる事務所を東京都に置く。

〔法に関する規定の準用〕

第九條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條、第五十條

〔代表権の制限〕

第十三條 公社と理事長又は理事の利益が相反する事項について

は、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公社を代表する。

〔代理人の選任〕

第十四條 理事長及び理事は、公社の職員のうちから、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代

理人を選任することがである。

〔職員〕

第十五條 公社の職員は、理事長が、特別調達官において同種の事務をつかさどる職員のうちから兼任して任命する。

(役員及び職員の地位)

第十六條 公社の役員及び職員は、国家公務員とする。

2 公社の理事長たる特別調達官は、官及び公社の役員又は職員を兼ねる特別調達官の職員は、公社から公社の役員又は職員としての報酬を受けない。

(業務)

第三章 業務

第十七條 公社は、第一條に掲げる目的を達成するため、連合国軍最高司令官の命令に基き内閣総理大臣の定める計画及び指示に従い、住宅の建設並びに当該住宅の連合国軍人等への賃貸及び賃貸料の徴収の業務を行う。

(会計)

第十八條 公社の予算及び決算に関しては、公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十一年法律第二十七号)の定めるところによる。

(予算及び決算)

第十九條 公社が住宅を建設するため必要な経費は、援助資金からの借入金をもつて支出するものとする。

2 公社の建設した住宅の維持に要する経費は、国庫の負担とし、国は終戦処理事業費として、これを支出するものとする。

3 公社の事務取扱に要する経費は、国庫の負担とし、国は、特別

するものとする。

ところにより、その業務の一部を特別調達官に委託することができること。

(他の法令の準用)

第二十條 公社は、毎事業年度において収入した住宅の賃貸料を借り入れた援助資金の元利金の返済に充てなければならない。

2 前項の規定により援助資金の元利金の返済を完了した後の賃貸料は、国庫に納付しなければならない。

(賃貸)

第二十二条 公社は、総理府令で定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(監督)

第五章 監督

第廿二條 公社は、内閣総理大臣が監督する。但し、公社を当事者又は参加人とする訴訟については、法務省が監督する。

(監督)

第十九條 公社が住宅を建設するため必要な経費は、援助資金からの借入金をもつて支出するものとする。

2 公社の建設した住宅の維持に要する経費は、国庫の負担とし、国は終戦処理事業費として、これを支出するものとする。

3 公社の事務取扱に要する経費は、国庫の負担とし、国は、特別

者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 特別調達官長官は、公社の設立に関する準備事務を処理し、その準備を完了したときは、その事務を公社の理事長に引き継ぐものとする。

3 第一條「法令による公団」、「下に「連合国軍人等住宅公社」を加える。

4 地方税法(昭和二十五年法律第二十四條第三号)の一部を次のように改正する。

5 特別調達官は、公社が成立するまでは、公社のすべき住宅の建設に関する事務を行うことができる。

(監督)

6 特別調達官は、公社が成立したときは、前項の事務を、遅滞なく、公社に引き継がなければならぬ。

(監督)

7 特別調達官設置法(昭和二十四年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

(監督)

8 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(監督)

9 印紙税法(明治三十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

(監督)

10 公团等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(明治二十四年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

(監督)

11 第三百四十八條第一項中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道」、「」を加える。

(監督)

12 第七百四條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び連合國軍人等住宅公社」に改める。

(監督)

13 第二百九十六條中「日本国有鉄道」、「」の下に「連合国軍人等住宅公社」、「」を加える。

(監督)

14 第三百四十九條第一項に次の一號を加える。

(監督)

15 第二十九條第一号ノ二の次に次の二号を加える。

(監督)

16 第二十九條第一号ノ二の次に次の二号を加える。

(監督)

17 第二十九條第一号ノ二の次に次の二号を加える。

(監督)

18 第二十九條第一号ノ二の次に次の二号を加える。

(監督)

19 第二十九條第一号ノ二の次に次の二号を加える。

(監督)

20 第二十九條第一号ノ二の次に次の二号を加える。

(監督)

21 第二十九條第一号ノ二の次に次の二号を加える。

(監督)

22 第二十九條第一号ノ二の次に次の二号を加える。

(監督)

第五條第六号ノ六ノ二を次のよう改める。

六ノ六ノ二 連合国軍人等住宅公社ノ発スル証書帳簿

公团等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(明治二十四年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第七百四條第一項中「日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び連合國軍人等住宅公社」に改める。

第二百九十六條中「日本国有鉄道」、「」の下に「連合国軍人等住宅公社」、「」を加える。

第三百四十九條第一項中「日本国有鉄道」、「」の下に「連合国軍人等住宅公社」、「」を加える。

第二百九十九條第一項中「日本国有鉄道」、「」の下に「連合国軍人等住宅公社」、「」を加える。

第三百四十九條第一項中「日本国有鉄道」、「」の下に「連合国軍人等住宅公社」、「」を加える。

期等につきましてはこれを政令で定めることとしております。

第三点は、前に申し述べましたように、従来特別調達局で取扱つておりました調達の現業関係事務を所掌せしめられた調達の現業関係事務を所掌せしめたに東京特別調達局を設置しようとするものであります。

第四点は、地方支分部局の内部機構の改組であります。すなわち特別調達局の内部部局は、従来経理、契約、技術並びに促進監督の四部制のほか、当分の間管財部を置くことができるとなつておりますが、接收不動産事務、特に解除不動産補償事務並びに解除財産処理事務等の増加にかんがみまして、これら事務遂行の万全を期するため新たに局長官房を設けるとともに、管財部を加えて五部制に改めようとするものであります。

第五点は、特別調達厅は最初特別法人として発足いたしまして關係から、

旧法による同庁の役員または参考もし

くは主事等の職員で、昨年六月同庁設

置法により国家公務員となつたものに

対し今回旧法による勤務年月数を恩給

年限に通算する道を開かんとするもの

であります。なお特別調達厅は現業関

係事務を取扱わないことといたしまし

たため、連絡事務所は地方支分部局な

る特別調達局のみにこれを設置できる

ことに附則において改めております。

本案は、以上所要の改正を行い、四月一日からこれを施行し

ようとするものであります。

本案は、三月二十五日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞

き、質疑を行つた後、三月二十八日、討

論を省略して採決の結果、多數をもつ

て原案の通り可決いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。

す。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よ

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

食糧の供出並びに配給制度に関する緊急質問(山口武秀君提出)

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、山口

武秀君提出、食糧の供出並びに配給制度に関する緊急質問、これをこの際許可されんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

緊急質問を許可いたします。

食糧の供出並びに配給制度に関する緊急質問(山口武秀君登壇)

〔大臣はどうした」と呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 大臣には通告しておきましたが、何らかの都合で出席がありません。

○山口武秀君 私は、供出並びに配給制度に関する問題について関係大臣に質問いたしたいのであります。

行うために各種の用意を進めており、ついでに本日の国会にも上程になりまし

たが、いも類の取扱いの問題につきま

して、その第一歩を始めておるのであ

ります。この食糧管理制度の転換は、農

村にきわめて大きな影響を與えており

まして、すでにわが国の農業、農民团

体は、手放し統制解除の反対、さらに

食糧輸入関税永久無税反対の声をあげ

ておるのであります。一体、現在の供

出制度は戦時統制時代からの継続であ

り、これは明らかに食糧の掠奪政策な

のであります。それにもかかわらず、

農民がなぜこれに賛成し得ないのか。

これには重大な理由が存するのであり

ます。この理由は、本来は一つのもの

であります。二つにわけて申し上げ

ることができます。それが農業がいつ

つは、現在日本の農業と農民が與えら

れております。地位と役割なのであり

ます。第二番目には、これは農業に限

つたことではないのですが、政

策の自主性の問題であります。

従来、日本の農業の後進性は明らか

にされどころであります。日本農村は植民

地的に再編成されようとしておる。問

題はここにある。このよくな条件のも

とにおける農業は、自立できない実情

に置かれておる。農業が自立できると

いう力を自由党政府がすべて奪い去つ

てしまつたのであります。それだから、

量が多く、二千万石が二十六年度に持

ち越されるというが、これはどの多量

な持越しが何のために必要とされるの

であるか。しかも、さらに輸入量はそ

の見込みよりも増大する可能性がある

といわれておる。これが不足分を補う

ための輸入であり、政府の自主的な計

画によるものといえるのである。農

民を不安にしておるのは、自由党の政

府が日本の農業というものを忘れて、

外国の事情のために、それを基礎にし

て食糧の輸入をして行くのではないか

という点であります。この点に関する

納得の行く説明を要求いたします。

現在、世界的に食糧は過剰生産であ

る。米国を初め各國は農業恐慌に襲わ

れておるわけであります。またかり

に、東南アジア諸国が軍事的な資金の

來るという事情も考えられます。

外國の過剰食糧や軍事的要因に

よつて輸入が左右されることはならないは

ずであるところが、すでに恐慌輸入

が始まつており、そのため日本の農業

恐慌は本格化しつつあるのであります。

従つて、食糧輸入に関する政府の

見解、政府の計画による輸入量の見込

み数字、さらにその数字の基礎、持越

るまでの状況に立至つておるのであります。これは何のためであるか。自由

党吉田内閣の農村收奪の政策がここまであるのか。災害復旧すら十分になし得

ます。農村收奪の現状が、農業がいかれた方向であろうと發展する方向を完

全にござしておるというのが実情であります。(発言する者多し)黙つて聞いておれ。

日本の農業と農民に與えられましたものは、独占資本の収奪の対象である。労働者の低賃金の基盤としており、まさに最近におきましでは、失業者の引受け機関としての役割を負わせられておるのであります。日本の農村は植民地的に再編成されようとしておる。問題はここにある。このよくな条件のもとにおける農業は、自立できない実情に置かれておる。農業が自立できると

いう力を自由党政府がすべて奪い去つてしまつたのであります。それだから、

量が多く、二千万石が二十六年度に持

ち越されるというが、これはどの多量

な持越しが何のために必要とされるの

であるか。しかも、さらに輸入量はそ

の見込みよりも増大する可能性がある

といわれておる。これが不足分を補う

ための輸入であり、政府の自主的な計

画によるものといえるのである。農

民を不安にしておるのは、自由党の政

府が日本の農業というものを忘れて、

外国の事情のために、それを基礎にし

て食糧の輸入をして行くのではないか

という点であります。この点に関する

納得の行く説明を要求いたします。

現在、世界的に食糧は過剰生産であ

る。米国を初め各國は農業恐慌に襲わ

れておるわけであります。またかり

に、東南アジア諸国が軍事的な資金の

來るという事情も考えられます。

外國の過剰食糧や軍事的要因に

よつて輸入が左右されることはならないは

ずであるところが、すでに恐慌輸入

が始まつており、そのため日本の農業

恐慌は本格化しつつあるのであります。

従つて、食糧輸入に関する政府の

見解、政府の計画による輸入量の見込

み数字、さらにその数字の基礎、持越

うのであります。

昭和二十四年度報償物資過年分を含むについては、全品目につき報償の趣旨に合致する物価まで値引きをし、その差額を全農民に返戻すること、二、農民のまつたく不必要とする物資及び値引きが僅少な場合には返品できるようすること、そのときは農民の欲する代品を報償の趣旨に合う価格にて配給すること、大体前二項の措置を円滑ならしめるため、荷受機關に対し、即時に十数億円の未回収を、農林中金を通して政府資金によつてつなぎ金融を行ひ、融資期間は、政府における値引き基本措置が実施せられ、滞貯処理が完了するまでとすること、以上の三点について大蔵、通産、農林各大臣の責任ある御答弁を求むるものであります。

なお念のために政府は均衡予算に藉口しまして財源がないとは申されないとは思ひますが、去年配給の綿製品は、マル公二倍値上げ以前に持つておりましたところの手持を新価格で配給したのでありますから、その差益金があるはずでありますし、食糧管理特別会計においても買入米の等級差金の剩余金が莫大なものがござりますし、あるいはまた集荷費等からの転用をもつていたしますれば財源には困らぬはずですであります。公団の赤字は無制限に背負い込む政府が、自己政策の破綻による農協や中小業者の損失は対岸の火災視すると言われることのないよう、誠意ある御答弁をお願いする次第であります。(拍手)

○政府委員(坂本實君) まず山口議員から御質問のございました食糧の供出

うのであります。

並びに配給制度に関する御質疑に

お答えを申し上げます。

最近、食糧事情が著しく好転をいたして参ったのでありまするが、これは

国内産食糧に對します農民各層の絶

大なる御協力のたまものであり、また一方連合国への援助によることは申すまでもないであります。従いまして、この食糧事情の好転に基きまして、あ

りました報償物資対策に關しましてお

方針によつてこれを推進いたしたい

と考えておる次第であります。

さらにまた吉川議員からお尋ねのあ

るいは供出の關係、配給制度等につきまして、従来の不備欠陥等をこの際是正をいたしたいといろく研究をいた

しておられまするが、未だ結論に到達をいたしておらないであります。なお

まことに山口さんの御質問でございま

す。

【政府委員(水田三喜男君)登壇】

お答えします。

最初に山口さんの御質問でございま

すが、輸入食糧については永久無税と

五年産米並びにかんしよに對します報

償物資が著しく滞貯をいたしておりま

す。まず第一は手形の決済についてであ

りますが、これは手形法等の關係もあ

りまして、いろく大蔵当局にも御配

費を投じまして、土地改良を初め災害復旧等も十分ひとつその手を打ちたい

と考えておる次第であります。

さらに需給推算についての御質問で

あつたのでありまするが、一応昭和二十

五年の米穀年度におきまする需給推算

を見まする場合、国内産食糧の集荷並

びに輸入食糧においては幾らか繰り高

がふえて参つておるのでありまするが、

しかしながら、国内産食糧にいたしま

しても、天候その他の關係でいろく

減収等の事実も起つて参りまするし、

また輸入食糧につきましても、米国の

対日援助資金によりまする輸入と、商

業資金によりまする輸入との見通し

も、まだはつきりいたさないのであります。

従いまして、これが必ずしも繰

り高があり余つておるというふうには

考へておらないであります。かよう

な意味におきましても、いろく新聞

等に報道されておりまする供出制度、

配給制度に對しまするところの転換に

つきましたは、ただいまのところ、昭

和二十五年度につきましては極力既定

の方針によつてこれを推進いたしたい

と考えておる次第であります。

さらにまた吉川議員からお尋ねのあ

る現状に對しましては、われくと

いたしましも、種々これの対策に苦慮

いたしております次第でござります。

まず第一は手形の決済についてであ

りますが、これは手形法等の關係もあ

りまして、いろく大蔵当局にも御配

費を投じまして、土地改良を初め災害復旧等も十分ひとつその手を打ちたい

と考えておる次第であります。

さらに需給推算についての御質問で

あつたのでありまするが、一応昭和二十

五年の米穀年度におきまする需給推算

を見まする場合、国内産食糧の集荷並

びに輸入食糧においては幾らか繰り高

がふえて参つておるのでありまするが、

しかしながら、国内産食糧にいたしま

しても、天候その他の關係でいろく

減収等の事実も起つて参りまするし、

また輸入食糧につきましても、米国の

対日援助資金によりまする輸入と、商

業資金によりまする輸入との見通し

も、まだはつきりいたさないのであります。

従いまして、これが必ずしも繰

り高があり余つておるというふうには

考へておらないであります。かよう

な意味におきましても、いろく新聞

等に報道されておりまする供出制度、

配給制度に對しまするところの転換に

つきましたは、ただいまのところ、昭

和二十五年度につきましては極力既定

の方針によつてこれを推進いたしたい

と考えておる次第であります。

さらにまた吉川議員からお尋ねのあ

る現状に對しましては、われくと

いたしましも、種々これの対策に苦慮

いたしております次第でござります。

まず第一は手形の決済についてであ

りますが、これは手形法等の關係もあ

りまして、いろく大蔵当局にも御配

費を投じまして、土地改良を初め災害復旧等も十分ひとつその手を打ちたい

と考えておる次第であります。

さらに需給推算についての御質問で

あつたのでありまするが、一応昭和二十

五年の米穀年度におきまする需給推算

を見まする場合、国内産食糧の集荷並

びに輸入食糧においては幾らか繰り高

がふえて参つておるのでありまするが、

しかしながら、国内産食糧にいたしま

しても、天候その他の關係でいろく

減収等の事実も起つて参りまするし、

また輸入食糧につきましても、米国の

対日援助資金によりまする輸入と、商

業資金によりまする輸入との見通し

も、まだはつきりいたさないのであります。

従いまして、これが必ずしも繰

り高があり余つておるというふうには

考へておらないであります。かよう

な意味におきましても、いろく新聞

等に報道されておりまする供出制度、

配給制度に對しまするところの転換に

つきましたは、ただいまのところ、昭

和二十五年度につきましては極力既定

の方針によつてこれを推進いたしたい

と考えておる次第であります。

さらにまた吉川議員からお尋ねのあ

る現状に對しましては、われくと

いたしましも、種々これの対策に苦慮

いたしております次第でござります。

まず第一は手形の決済についてであ

りますが、これは手形法等の關係もあ

りまして、いろく大蔵当局にも御配

費を投じまして、土地改良を初め災害復旧等も十分ひとつその手を打ちたい

と考えておる次第であります。

さらに需給推算についての御質問で

あつたのでありまするが、一応昭和二十

五年の米穀年度におきまする需給推算

を見まする場合、国内産食糧の集荷並

びに輸入食糧においては幾らか繰り高

がふえて参つておるのでありまするが、

しかしながら、国内産食糧にいたしま

しても、天候その他の關係でいろく

減収等の事実も起つて参りまするし、

また輸入食糧につきましても、米国の

対日援助資金によりまする輸入と、商

業資金によりまする輸入との見通し

も、まだはつきりいたさないのであります。

従いまして、これが必ずしも繰

り高があり余つておるというふうには

考へておらないであります。かよう

な意味におきましても、いろく新聞

等に報道されておりまする供出制度、

配給制度に對しまするところの転換に

つきましたは、ただいまのところ、昭

和二十五年度につきましては極力既定

の方針によつてこれを推進いたしたい

と考えておる次第であります。

さらにまた吉川議員からお尋ねのあ

る現状に對しましては、われくと

いたしましも、種々これの対策に苦慮

いたしております次第でござります。

まず第一は手形の決済についてであ

りますが、これは手形法等の關係もあ

りまして、いろく大蔵当局にも御配

費を投じまして、土地改良を初め災害復旧等も十分ひとつその手を打ちたい

と考えておる次第であります。

さらに需給推算についての御質問で

あつたのでありまするが、一応昭和二十

五年の米穀年度におきまする需給推算

を見まする場合、国内産食糧の集荷並

びに輸入食糧においては幾らか繰り高

がふえて参つておるのでありまするが、

しかしながら、国内産食糧にいたしま

しても、天候その他の關係でいろく

減収等の事実も起つて参りまするし、

また輸入食糧につきましても、米国の

対日援助資金によりまする輸入と、商

業資金によりまする輸入との見通し

も、まだはつきりいたさないのであります。

従いまして、これが必ずしも繰

り高があり余つておるというふうには

考へておらないであります。かよう

な意味におきましても、いろく新聞

等に報道されておりまする供出制度、

配給制度に對しまするところの転換に

つきましたは、ただいまのところ、昭

和二十五年度につきましては極力既定

の方針によつてこれを推進いたしたい

と考えておる次第であります。

さらにまた吉川議員からお尋ねのあ

る現状に對しましては、われくと

いたしましも、種々これの対策に苦慮

いたしております次第でござります。

まず第一は手形の決済についてであ

りますが、これは手形法等の關係もあ

りまして、いろく大蔵当局にも御配

費を投じまして、土地改良を初め災害復旧等も十分ひとつその手を打ちたい

と考えておる次第であります。

さらに需給推算についての御質問で

あつたのでありまするが、一応昭和二十

五年の米穀年度におきまする需給推算

を見まする場合、国内産食糧の集荷並

びに輸入食糧においては幾らか繰り高

がふえて参つておるのでありまするが、

しかしながら、国内産食糧にいたしま

しても、天候その他の關係でいろく

減収等の事実も起つて参りまするし、

また輸入食糧につきましても、米国の

対日援助資金によりまする輸入と、商

業資金によりまする輸入との見通し

も、まだはつきりいたさないのであります。

従いまして、これが必ずしも繰

り高があり余つておるというふうには

考へておらないであります。かよう

な意味におきましても、いろく新聞

等に報道されておりまする供出制度、

配給制度に對しまするところの転換に

つきましたは、ただいまのところ、昭

和二十五年度につきましては極力既定

の方針によつてこれを推進いたしたい

と考えておる次第であります。

さらにまた吉川議員からお尋ねのあ

る現状に對しましては、われくと

いたしましも、種々これの対策に苦慮

いたしております次第でござります。

まず第一は手形の決済についてであ

りますが、これは手形法等の關係もあ

りまして、いろく大蔵当局にも御配

費を投じまして、土地改良を初め災害復旧等も十分ひとつその手を打ちたい

と考えておる次第であります。

さらに需給推算についての御質問で

あつたのでありまするが、一応昭和二十

五年の米穀年度におきまする需給推算

を見まする場合、国内産食糧の集荷並

びに輸入食糧においては幾らか繰り高

がふえて参つておるのでありまするが、

しかしながら、国内産食糧にいたしま

しても、天候その他の關係でいろく

減収等の事実も起つて参りまするし、

また輸入食糧につきましても、米国の

対日援助資金によりまする輸入と、商

業資金によりまする輸入との見通し

も、まだはつきりいたさないのであります。

井上 知治君	村瀬 宣親君	林 百郎君	運輸委員 通商産業委員会 付託
労働委員 山口六郎次君	建設委員 小松 勇次君	予算委員 佐藤 榮作君	経済安定委員 大橋 武夫君
決算委員 井之口 雄輝君	深澤 義守君	深澤 義守君	議院運営委員 松野 賴三君
ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)生 讓百年記念事業に関する決議案(山本利壽君外百二十一名提出)	ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)生 鉄道建設促進に関する決議案(尾崎未吉君外二十七名提出)	ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)生 本利壽君外百二十一名提出)	去る二十五日議員から提出した議案は次の通りである。
北海道開発法案	火薬類取締法案	法律案	去る二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。
公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件	特別調達戸設置法の一部を改正する法律案	特別調達戸設置法の一部を改正する法律案	去る二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。
一、去る二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。	一、去る二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。	一、去る二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。	一、去る二十五日議員から提出した議案は次の通りである。
北海道開発法案	火薬類取締法案	法律案	去る二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
米国対日援助見返資金特別会計法の一部を改正する法律案	米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案	日本勧業銀行法等を廃止する法律案	去る二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
銀行等の債券発行等に関する法律案	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案	不正競争防止法の一部を改正する法律案	去る二十五日議員から次の議案は審議會等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案
労働組合法の一部を改正する法律案	労働組合法の一部を改正する法律案	労働組合法の一部を改正する法律案	去る二十五日議員から次の議案は審議會等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案
國庫出納金等端数計算法案	國庫出納金等端数計算法案	國庫出納金等端数計算法案	去る二十五日議員から次の議案は審議會等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律案
退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からの一般会計への繰入及び納付に関する法律案	社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案	社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案	去る二十五日議員から付託された議案は次の通りである。
薪炭需給調整特別会計法の廃止等に関する法律案	総理府設置法の一部を改正する法律案	総理府設置法の一部を改正する法律案	去る二十五日議員から付託された議案は次の通りである。

衆議院会議録第二十五号中正誤			
頁段	行	誤	正
三六三	(六)第二條第一 二七号	項第一條第一 二号	又は同條同 項
八	又は同項		
衆議院会議録第二十六号(その一) 中正誤			
頁段	行	誤	正
四〇五	二〇	再評価前	再評価日前
衆議院会議録第二十七号中正誤			
頁段	行	誤	正
四〇九	二	勧案	勘案
四	六	雪吹が	吹雪が
六一	二	第二項	第三項
六二	三	性資	性質
六六	二	資問	質問
衆議院会議録第二十八号中正誤			
頁段	行	誤	正
五二二	二	破壊	破壊
五五	三	性資	性質
五六	二	觀行事業	觀光事業
五九三	四	破滅	破滅
五九三	四	木を枯らし	本を枯らし
衆議院会議録第二十九号中正誤			
頁段	行	誤	正
五六四	二	觀行事業	觀光事業
五九三	四	破滅	破滅
五九三	四	木を枯らし	本を枯らし

定価 一部 六四十五銭

送料 火 費 銭

所行發

東京都新宿区市ヶ谷本町
電話九段五三一
音東京一九〇〇〇
印 刷
官報課